

令和 8 年 第 2 回

太子町議会定例会会議録

開会 令和 8 年 5 月 29 日

閉会 令和 8 年 6 月 19 日

太 子 町 議 会

8年 第2回太子町議会定例会会議録目次

第1日（5月29日）

開会宣告	4
会議録署名議員の指名	4
会期決定の件	4
諸般の報告（監査、全国町村議会議長会）	5
報告第5号 令和7年度太子町一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告の 件（町長提出議案）	5
報告第6号 太子町税条例中改正の専決処分の件（町長提出議案）	7
報告第7号 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の件（町長提出 議案）	9
議案第24号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに 伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について （町長提出議案）	10
議案第25号 太子町一般職の任期付職員の採用に関する条例制定の件 （町長提出議案）	11
議案第26号 太子町行政手続条例中改正の件（町長提出議案）	11
議案第27号 太子町印鑑条例中改正の件（町長提出議案）	11
議案第28号 太子町職員定数条例中改正の件（町長提出議案）	11
議案第29号 太子町職員の旅費に関する条例中改正の件（町長提出議 案）	11
議案第30号 太子町税条例中改正の件（町長提出議案）	11
議案第31号 太子町介護保険条例中改正の件（町長提出議案）	11
議案第32号 太子町下水道条例中改正の件（町長提出議案）	11
議案第33号 令和8年度太子町一般会計補正予算（第2号）（町長提出議 案）	14
議案第34号 太子町農業委員会委員の任命について同意を求める件（町 長提出議案）	15
散 会	16

第2日（6月17日）

開 議	19
一般質問	19
散 会	78

第3日（6月19日）

開 議	81
議案第24号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について（総務まちづくり常任委員長報告）	81
議案第25号 太子町一般職の任期付職員の採用に関する条例制定の件（総務まちづくり常任委員長報告）	81
議案第26号 太子町行政手続条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）	81
議案第27号 太子町印鑑条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）	81
議案第28号 太子町職員定数条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）	81
議案第29号 太子町職員の旅費に関する条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）	81
議案第30号 太子町税条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）	81
議案第31号 太子町介護保険条例中改正の件（福祉文教常任委員長報告）	81
議案第32号 太子町下水道条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）	81
議案第33号 令和8年度太子町一般会計補正予算（第2号）（予算常任委員長報告）	81
議案第35号 太子町立小中学校体育館空調設置工事請負契約締結の件（町長提出議案）	91
議員提出議案第1号 アレルギー対策に関する要望書（議員提出議案）	92

閉会中の継続審査の申し出について.....	97
閉　　会.....	99

【 第 1 日 】

令和8年 第2回太子町議会定例会会議録

令和8年5月29日（金） 午前 9時30分開会

◎出席議員（10名）

1番	中村直幸君	6番	松井謙昌君
2番	斧田秀明君	7番	森田忠彦君
3番	岡野秀子君	8番	早瀬和信君
4番	西田いく子君	9番	濱地知英君
5番	辻本博之君	10番	村井浩二君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町長	田中祐二君	税務課長	上野賀子君
副町長	森下滋夫君	住民人権課長	小南紀子君
教育長	中道雅夫君	地域整備課長	木下明紀君
政策総務部長	東條信也君	観光産業課長	谷内優太君
まちづくり推進部長	鳥取勝憲君	環境農林課長	川久保みのり君
健康福祉部長	木村厚江君	子育て支援課長	田村尚子君
地域活性化推進 担当部長	堀内孝茂君	福祉介護課長	胡麻千代君
教育次長	田中信幸君	いきいき健康課長	辻野剛宏君
秘書政策課長	小南考弘君	保険医療課長	川村和美君
企画担当課長	小濱健一君	教育総務課長 兼学校給食C所長	武部勝浩君
総務財政課長	岡本啓子君	学務指導担当課長	光野公翁君
会計管理者 兼会計課長	上野賀子君	生涯学習課長	辻中一嘉君
自治防災課長	小路展裕君		

◎議会事務局

事務局長	辻本知也	書記	山本夕芽
------	------	----	------

◎議事日程第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 諸般の報告（監査、全国町村議会議長会）
- 日程第4 報告第5号 令和7年度太子町一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件（町長提出議案）
- 日程第5 報告第6号 太子町税条例中改正の専決処分の件（町長提出議案）
- 日程第6 報告第7号 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の件（町長提出議案）
- 日程第7 議案第24号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について（町長提出議案）
- 日程第8 議案第25号 太子町一般職の任期付職員の採用に関する条例制定の件（町長提出議案）
- 日程第9 議案第26号 太子町行政手続条例中改正の件（町長提出議案）
- 日程第10 議案第27号 太子町印鑑条例中改正の件（町長提出議案）
- 日程第11 議案第28号 太子町職員定数条例中改正の件（町長提出議案）
- 日程第12 議案第29号 太子町職員の旅費に関する条例中改正の件（町長提出議案）
- 日程第13 議案第30号 太子町税条例中改正の件（町長提出議案）
- 日程第14 議案第31号 太子町介護保険条例中改正の件（町長提出議案）
- 日程第15 議案第32号 太子町下水道条例中改正の件（町長提出議案）
- 日程第16 議案第33号 令和8年度太子町一般会計補正予算（第2号）（町長提出議案）
- 日程第17 議案第34号 太子町農業委員会委員の任命について同意を求める件（町長提出議案）

○議長（村井浩二君） 皆さん、おはようございます。

本日、第2回定例会が招集されました。

皆様におかれましては、お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

まず、本年も、脱炭素社会・省エネルギー推進の一環としてエコスタイルを導入いたします。10月末日までの本会議など全ての会議において、エコスタイルを実施いたしますので、ご理解のほどお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、町長より挨拶を受けます。

町長。

○町長（田中祐二君） 皆さん、おはようございます。

本日、定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私何かとお忙しい中ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

令和8年第2回定例会の開会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

4月25日に、聖徳太子御廟、叡福寺、西方院に約3千500灯の明かりがともされ、太子聖燈会が開催されました。太子聖燈会の開催も19回目となり、叡福寺東隣の太子・和みの広場では、住民の皆様による手作りの青空市、マルシェ d e たいし夜市バージョンも同時開催され、多くの来場者でにぎわいを見せておりました。更に、叡福寺会場の宝塔では、町制施行70周年を記念した阪南大学の学生チームによるプロジェクションマッピングも投影され、多くの来場者の皆様に魅了し、心温まるひとときを共有することができました。ひとえに太子聖燈会の会を中心とした運営と、多くのボランティアの皆様のご協力により、伝統ある行事が新しい世代へと受け継がれ、地域の絆が一層深まったことと、大変うれしく思っております。

さて、本定例会へ提出いたします案件でございますが、報告案といたしまして、令和7年度太子町一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件他2件、事件案といたしまして、大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議についての1件、条例案といたしまして、太子町一般職の任期付職員の採用に関する条例制定の件他7件、予算案といたしまして、令和8年度太子町一般会計補正予算（第2号）の1件、人事案といたしまして、太子町農業委員会委員の任命について同意を求める件の1件、以上合わせまして、14件でございます。

何とぞよろしくご審議いただき、ご承認、ご議決、ご同意賜りますようお願いを申し

上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。

(開会 午前 9時30分)

○議長(村井浩二君) 本日は全員出席していただいておりますので、本会は成立いたしました。

これより令和8年第2回太子町議会定例会を開会いたします。

直ちに会議に入ります。

本日の議事日程は配布しておりますとおりでございます。

○議長(村井浩二君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会における会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番、森田議員、8番、早瀬議員を指名いたします。

○議長(村井浩二君) 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

今回の定例会につきましては、5月20日に開催されました議会運営委員会でご検討いただいた結果、会期は本日5月29日から6月19日までの22日間で協議がまとまりましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(村井浩二君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月19日までの22日間で決定いたしました。

なお、定例会の運営予定ですが、配布しておりますとおり、本日は提出されました全ての議案を上程いたしまして、質疑の後、それぞれの常任委員会へ付託させていただきたいと思います。ただし、日程第4、報告第5号、日程第5、報告第6号、日程第6、報告第7号、日程第17、議案第34号につきましては、本日、全員審議でお願いいたします。

次に、委員会の日程ですが、6月3日に総務まちづくり常任委員会を、4日に福祉文教常任委員会を、10日に予算常任委員会をそれぞれ開催していただきます。なお、審議が残りましたら、9日の予備日を充てていただきたいと思います。また、追加議案等がございましたら、11日に議会運営委員会と議員全員協議会を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

17日に一般質問で本会議を再開させていただきますが、この一般質問の通告締切り

は2日の正午までとさせていただきます。19日に最終本会議を開催させていただき、それぞれの付託案件について委員長の報告を受け、議決を賜る予定です。

次に、諸般の報告ですが、本日は、監査の報告と町村議会議長会関係の報告の2件を予定しております。

また、本定例会までに受理いたしました陳情・要望書等につきましては、議員全員協議会でその取扱いを決めていただき、措置したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（村井浩二君） 日程第3、諸般の報告を議題といたします。

監査委員より例月出納検査結果の報告があり、その写しを配布しておりますので、ご了承をお願いいたします。

次に、私のほうから町村議会議長会関係の報告をいたします。

令和8年5月13日、南河内郡町村議会議長会総会が本町で開催され、任期満了に伴う役員改選があり、会長に千早赤阪村の田村議長、副会長に河南町の浅岡議長、監事に私、村井が今年度の役員に決まりました。任期は1年です。事業計画といたしましては、引き続き3町村合同の研修会を実施することとなりました。

また、5月21日に大阪府町村議長会総会が開催され、任期満了に伴う役員の選出選考があり、会長に忠岡町の前川議長が選任され、副会長に豊能町の永並議長と千早赤阪村の田村議長、監事に島本町の大久保議長、岬町の坂原議長、河南町の浅岡議長が選任されました。

全国関係では、5月26日に全国町村議会議長会の議長・副議長研修会が東京国際フォーラムで開催され、斧田副議長と私が参加してまいりました。研修では、「地方創生の先行き - 地域未来戦略とともに - 」及び「人口減少社会における外国人材の確保・育成の実施」並びに「男女参画で地域を元気に～人口減少社会を生き抜く方策～」をテーマに講演がありました。

報告は以上でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（村井浩二君） 日程第4、報告第5号、令和7年度太子町一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件、これを議題といたします。

本件について報告を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（東條信也君） 報告第5号、令和7年度太子町一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件について、ご報告申し上げます。

今回のご報告いたしますのは、令和7年12月の定例会及び令和8年3月の定例会における令和7年度太子町一般会計補正予算（第7号）及び（第10号）において、予算の繰越しについてご議決をいただいたもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告をさせていただくものでございます。

まず、2款総務費、1項総務管理費、事業名、企画一般事業、繰越額210万1千円は、支障物件調査委託に要する経費でございます。

財源は一般財源210万1千円でございます。

続きまして、2款総務費、3項戸籍住民登録費、事業名、戸籍住民登録事業、繰越額278万3千円は、旧氏の振り仮名記載に係る戸籍附票システム等の改修に要する費用でございます。

財源は国庫支出金278万3千円の未収入特定財源でございます。

続きまして、3款民生費、2項児童福祉費、事業名、物価高対応子育て応援手当給付事業、繰越額859万8千円は、子育て世帯への物価高対応子育て応援手当の支給に要する経費でございます。

財源は国庫支出金319万7千190円の未収入特定財源と一般財源540万810円でございます。

続きまして、6款商工費、1項商工費、事業名、物価高騰対応重点支援事業、繰越額102万円は、全世帯へのおこめ券配布に要する経費でございます。

財源は国庫支出金89万3千円の未収入特定財源と一般財源12万7千円でございます。

続きまして、9款教育費、1項教育総務費、事業名、小中学校体育館照明LED化事業、繰越額2千71万4千円は、小中学校体育館のLED照明設置工事に要する経費でございます。

財源は国庫支出金690万4千円、地方債1千380万円の未収入特定財源と一般財源1万円でございます。

続きまして、9款教育費、4項中学校費、事業名、中学校特別教室棟トイレ改修事業、

繰越額 4 千 3 3 1 万 3 千円は、トイレ改修に要する経費でございます。

財源は国庫支出金 1 千 5 9 万 7 千円、地方債 2 千 9 0 万円の未収入特定財源と一般財源 1 千 1 8 1 万 6 千円でございます。

以上、報告と内容説明とさせていただきます。

○議長（村井浩二君） ただいま報告がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、質疑を終わります。

これで、報告第 5 号、令和 7 年度太子町一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件を終わります。

○議長（村井浩二君） 日程第 5、報告第 6 号、太子町税条例中改正の専決処分の件、これを議題といたします。

本件について報告及び内容の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（東條信也君） 報告第 6 号、太子町税条例中改正の専決処分の件のご報告並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令等が原則として本年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、本条例の一部改正について、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、同日付で専決処分を行ったものでございます。

主な改正内容でございますが、軽自動車税におきまして、環境性能割の廃止に伴う条文の廃止及び種別割の名称を軽自動車税に変更することに合わせて所要の改正をするものでございます。その他法改正に合わせての規定・文言の整理を行ってございます。

以上のとおり専決処分をいたしましたので、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、本議会にご報告を申し上げ、ご承認を求めるものでございます。

それでは、改正内容についてご説明を申し上げます。新旧対照表をお願いいたします。

1 頁、第 1 8 条の 3 及び第 1 9 条は、国内自動車市場の活性化を図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、また簡素化するため、令和 7 年度末をもって

環境性能割を廃止したことにより、本条例中における環境性能割に関する条項の廃止、種別割を軽自動車税に名称変更、関係条項の項ずれや文言の整備を行った改正でございます。

2 頁目の第 33 条第 3 項でございます。上場株式等の配当等に係る所得の課税方法において、この度の地方税法の改正で大口株主、いわゆる 3 % 株主の配当等の所得について、特定配当として住民税の特別徴収を行うことができるという改正がなされましたが、本条例改正において、通常の配当割は申告を不要とする選択ができるところ、大口株主は申告をしなければならないことを明記したものでございます。同じく 2 頁の第 80 条から 8 頁の第 91 条まで、環境性能割の廃止に伴い、関係する条項の廃止、種別割を軽自動車税に名称変更し、関係条項の項ずれや文言整備を行ったものでございます。

次に、同じく 8 頁の制定附則第 7 条の 3 は、いわゆる住宅ローン減税につきまして、既に終了した期間に係る本条を削除し、旧条例附則第 7 条の 3 の 2 を所要の改正の上、附則第 7 条の 3 としたもので、この後ろの改正において条ずれの反映をしたものでございます。

10 頁の制定附則第 8 条は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例を令和 12 年度まで延長するものでございます。

11 頁の制定附則第 10 条の 2 各項は、固定資産税の課税標準の特例を定めているもので、法附則第 15 条第 6 項が廃止となったこと等による項ずれに伴う所要の整備と、新条例の第 26 項は、改修特別特定建築物に係る課税標準の特例措置のわがまち特例の割合を定める規定を新設したものでございます。

12 頁の制定附則第 10 条の 3 中、法施行令附則第 12 条第 16 項の新設による項ずれに係る整備と本条第 16 条中、改修実演芸術公演施設を改修特別特定建築物に改正するものでございます。

15 頁の制定附則第 15 条の 2 から 15 条の 6 は、先ほど申し上げました軽自動車税の環境性能割の廃止、17 頁の制定附則第 16 条第 2 項は、電気自動車及び天然ガス軽自動車に係るグリーン化特例を令和 10 年 3 月 31 日まで延長するものでございます。

19 頁の制定附則第 16 条の 3 第 3 項から 24 頁の制定附則第 20 条の 3 は、先ほど申し上げました制定附則の第 7 条の 3 の条ずれ、20 頁の制定附則第 17 条の 2 第 1 項は、優良住宅地の造成等のために土地を譲渡とした場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例を令和 11 年度まで 3 年間延長するものでございます。

恐れ入ります。議案書の附則でございます。

第1条の施行期日です。この条例は、令和8年4月1日を施行日とし、第2条は固定資産税に関する経過措置、第3条は軽自動車税に関する経過措置の規定を設けているものでございます。第4条は、太子町税条例等の一部を改正する条例の改正附則中の種別割を削るものでございます。

説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（村井浩二君） ただいま報告及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。

報告第6号は、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第6号は委員会付託を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

報告第6号を承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第6号、太子町税条例中改正の専決処分の件は、報告どおり承認されました。

○議長（村井浩二君） 日程第6、報告第7号、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の件、これを議題といたします。

本件について報告を求めます。

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（鳥取勝憲君） 報告第7号、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の件のご報告並びに内容のご説明を申し上げます。

本件につきましては、本町太子地区の里道沿いにおいて発生いたしました公用車による物損事故に伴う和解及び損害賠償額を定めたものでございます。損害賠償額は25万3千円で、損害賠償の相手方は町内居住者でございます。この事故は、令和8年1月19日月曜日午後3時20分頃、太子町大字太子1703番地先において、本町職員が運転する公用車2トンダンプを方向転換させようとした際、誤って里道沿いの資材置場のアコーディオン門扉等に接触し損傷させたものでございます。この事故に伴う過失割合は、町側100%で、相手方との協議が調ったことから、速やかに和解及び損害賠償を行うため、本年3月7日に地方自治法第180条第1項の規定により、町長の専決処分事項の指定に基づく専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により、本議会にご報告するものでございます。

なお、損害賠償額の全額に損害保険が適用されることとなっております。

以上、本件に係る専決処分の件についてのご報告と内容説明とさせていただきます。

○議長（村井浩二君） ただいま、報告がありました。

報告第7号については、地方自治法第180条第2項の規定に基づく報告でありますので、質疑等は省略いたします。

よって、報告第7号、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の件は、報告済みといたします。

○議長（村井浩二君） 日程第7、議案第24号、大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について、これを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（鳥取勝憲君） 議案第24号、大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議についての提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本協議内容については、大阪広域水道企業団の共同処理する事務に泉大津市、箕面市及び門真市に係る水道事業の経営に関する事務を追加すること、並びにこれに伴う大阪広域水道企業団規約を変更するものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（村井浩二君） ただいま、提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第24号、大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議については、総務まちづくり常任委員会に付託いたします。

○議長（村井浩二君） 日程第8、議案第25号から日程第15、議案第32号まで、これら8件を一括議題といたします。

順次、提案理由の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（東條信也君） 議案第25号、太子町一般職の任期付職員の採用に関する条例制定の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の任用に関する法律に基づき、一定の期間において、専門的な知識経験が必要とされる業務や業務量の増加が見込まれる業務等について必要な人材を任期付職員として採用し、適切な人員確保等を目的とし、制定するものでございます。条例内容といたしましては、任期付職員の採用要件や任期の更新に関する規定などを整備するものでございます。また、併せて関係する給与条例などを附則にて改正するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第26号、太子町行政手続条例中改正の件の提案理由並びに内容の説明を申し上げます。

本条例は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律による改正後の行政手続法において、聴聞等の通知

に係る公示送達をデジタル化することとされたため、本条例においても同様の改正を行うものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第 27 号、太子町印鑑条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、日本に在留する外国人の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るため、在留カードと個人番号カードを一体化した特定在留カード、または、特別永住者証明書と個人番号カードを一体化した特定特別永住者証明書が交付されることに伴い、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付に際し、特定在留カードと特定特別永住者証明書による交付を可能とするため、本条例の一部を改正するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第 28 号、太子町職員定数条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、職員の業務量の増加及び住民ニーズの多様化、高度化に対応するため、必要な人材を計画的に採用し、職員の長時間勤務の是正や、災害時等における業務継続体制の確保、また、職員が男女問わず、心理的負担なく育児休業等の制度を利用できる業務補完体制の確保を行い、本町の行政機能の維持向上を図ることを目的に、職員定数を現行から 10 名増員するなど、所要の改正を行うものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第 29 号、太子町職員の旅費に関する条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する規程が令和 8 年 4 月 1 日から施行されることから、本町職員の旅費に関する条例につきましても、国に準じて、宿泊費について所要の改正を行うものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第 30 号、太子町税条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が本年 3 月 31 日に公布され、このうち、施行期日が本年 4 月 1 日とされているものを除く一部改正につきまして、本条例に関連する一部改正を行うものでございます。

主な改正内容でございますが、まず、個人の町民税におきまして、源泉徴収されない一定の年金収入がある公的年金受給者について、公的年金受給者の扶養親族申告書を提出するものとする。固定資産税の免税点について、家屋は30万円、償却資産は180万円に引き上げるもの。また、住宅借入金特別税額控除について、5年間延長するもの。特定暗号資産に係る所得について、個人住民税において5%を申告分離課税とするもの等でございます。その他、法改正に合わせて、条文の整理等を行うものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村井浩二君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（木村厚江君） 議案第31号、太子町介護保険条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、地方税法の改正に伴い、公示送達に係る規定を改めるものです。改正の内容でございますが、地方税法の公示送達に係る規定がインターネットでの公開に加え、掲示場への掲示または町の事務所に設置した電子計算機の映像面への表示のいずれかで実施するようになったことに伴い、本条例について太子町税条例の規定を準用し、必要な改正を行うものです。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村井浩二君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（鳥取勝憲君） 議案第32号、太子町下水道条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、下水道施設の老朽化に伴う更新需要の増加や物価高騰など、下水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、将来にわたり安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である太子町下水道事業経営戦略に基づき、持続可能な事業運営と経営基盤の強化を図るために、下水道使用料を14.2%改定するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村井浩二君） ただいま、提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第25号、太子町一般職の任期付職員の採用に関する条例制定の件、議案第26

号、太子町行政手続条例中改正の件、議案第 27 号、太子町印鑑条例中改正の件、議案第 28 号、太子町職員定数条例中改正の件、議案第 29 号、太子町職員の旅費に関する条例中改正の件、議案第 30 号、太子町税条例中改正の件、議案第 32 号、太子町下水道条例中改正の件は総務まちづくり常任委員会に付託いたします。

議案第 31 号、太子町介護保険条例中改正の件は、福祉文教常任委員会に付託いたします。

○議長（村井浩二君） 日程第 16、議案第 33 号、令和 8 年度太子町一般会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（東條信也君） 議案第 33 号、令和 8 年度太子町一般会計補正予算（第 2 号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ 879 万 2 千円を増額し、総額を 72 億 7 千 908 万 7 千円とするものでございます。

本補正予算の主な内容でございますが、まず、歳出につきましては、太子町消防団員の準中型自動車運転免許取得費に対する支援や、木造住宅の除却に係る補助金及び障がい者福祉システムの改修等の予算措置を行ってございます。一方、歳入につきましては、歳出増額に伴う財源措置として、国府支出金、諸収入で予算措置を行うとともに、財源調整として財政調整基金繰入金の増額を行っております。

以上のとおり、本補正予算を提案するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村井浩二君） ただいま、提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第 33 号、令和 8 年度太子町一般会計補正予算（第 2 号）は、予算常任委員会に付託いたします。

○議長（村井浩二君） 日程第１７、議案第３４号、太子町農業委員会委員の任命について同意を求める件、これを議題といたします。

本件について提案理由及び内容の説明を求めます。

町長。

○町長（田中祐二君） 議案第３４号、太子町農業委員会委員の任命について同意を求める件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、任期満了に伴い、候補者１４名について農業委員会委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期につきましては、令和８年７月２０日から令和１１年７月１９日まででございます。何とぞよろしくご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（村井浩二君） ただいま提案理由及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。

議案第３４号は、会議規則３９条第２項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第３４号は委員会付託を省略いたします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第３４号を原案どおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。

議案第３４号、太子町農業委員会委員の任命について同意を求める件は原案どおり同意されました。

これもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

よって、会議を散会いたします。

なお、本会議の再開通知は省略させていただきますので、ご出席のほどよろしく願
いいたします。本日はご苦労さまでございました。

(午前 10 時 13 分 散会)

【 第 2 日 】

令和8年 第2回太子町議会定例会会議録

令和8年6月17日（水） 午前 9時31分開会

◎出席議員（10名）

1番	中村直幸君	6番	松井謙昌君
2番	斧田秀明君	7番	森田忠彦君
3番	岡野秀子君	8番	早瀬和信君
4番	西田いく子君	9番	濱地知英君
5番	辻本博之君	10番	村井浩二君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町長	田中祐二君	税務課長	上野賀子君
副町長	森下滋夫君	住民人権課長	小南紀子君
教育長	中道雅夫君	地域整備課長	木下明紀君
政策総務部長	東條信也君	観光産業課長	谷内優太君
まちづくり推進部長	鳥取勝憲君	環境農林課長	川久保みのり君
健康福祉部長	木村厚江君	子育て支援課長	田村尚子君
地域活性化推進 担当部長	堀内孝茂君	福祉介護課長	胡麻千代君
教育次長	田中信幸君	いきいき健康課長	辻野剛宏君
秘書政策課長	小南考弘君	保険医療課長	川村和美君
企画担当課長	小濱健一君	教育総務課長 兼学校給食C所長	武部勝浩君
総務財政課長	岡本啓子君	学務指導担当課長	光野公翁君
会計管理者 兼会計課長	上野賀子君	生涯学習課長	辻中一嘉君
自治防災課長	小路展裕君		

◎議会事務局

事務局長	辻本知也	書記	山本夕芽
------	------	----	------

◎議事日程第2号

日程第1 一般質問

- ・ 公共施設周辺の子どもの見守りと防犯対策について……………濱地知英君
- ・ 道の駅「近つ飛鳥の里・太子」の運営状況及び今後について問う……………早瀬和信君
- ・ 公園等の樹木の管理について……………松井謙昌君
- ・ 令和8年度に実施する「給食センターあり方調査業務委託」について……………〃
- ・ 町所有の公用車の無料貸し出しについて……………〃
- ・ 太子町の地域防災について……………斧田秀明君
- ・ 気候変動による渇水リスクと町の水資源対策について……………中村直幸君
- ・ 誰もが利用しやすい公共交通の実現を……………岡野秀子君
- ・ 利用しやすい「太子の森」に……………〃
- ・ 国保逃れを許すな……………西田いく子君
- ・ 突然の下水道料金値上げは撤回を……………〃
- ・ 近隣の市町村における自転車の走行ルールについて……………辻本博之君
- ・ 温暖化による子どもたちの学校登下校の熱中症リスクは……………〃

(開会 午前 9時31分)

○議長(村井浩二君) 皆さん、おはようございます。

本日、一般質問で本会議を再開させていただきましたところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は、先ほど館内放送にもありました、いわゆるJアラートによる緊急地震速報訓練が行われます。午前10時に消防庁からの訓練放送が流れます。放送が流れましたら、発言の途中であっても一時中断させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

本日は全員出席していただいておりますので、本会は成立いたしました。

よって、これより定例会を再開いたします。

直ちに会議に入ります。

本日の議事日程は配布しておりますとおりでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(村井浩二君) 日程第1、一般質問を行います。

今回の一般質問通告者は、配布しております一覧表のとおり、8名の議員より通告を受けております。

それでは、通告順に従いまして、順次、発言を許します。

まず、1番、濱地議員の質問を許します。

濱地議員。

[9番 濱地知英君 登壇]

○9番(濱地知英君) 議席番号9番、やわらかい、濱地知英でございます。通告により一般質問を行います。理事者の皆様におかれましては、適切なご答弁よろしくお願い申し上げます。

質問背景、近年、全国各地で子どもたちが被害者となる痛ましい事件・事故が発生しており、保護者や地域住民の不安は高まっております。特に、登下校中や公園など、子どもたちの日常生活の中で発生する事案は、地域全体に大きな衝撃を与えます。先日も、子どもが行方不明となり、その後悲しい結果となる事件が発生しました。このような事案が発生する度に、防犯カメラの映像確認が迅速にできていたらと感じられる方も少なくはありません。防犯カメラは犯罪抑止効果だけでなく、万が一の際の早期発見や事実確認にも大きな役割を果たしております。

また、保護者にとっても見守られているという安心感につながるものであると考えます。

本町において幼小中学校など公共施設には防犯カメラが設置されておりますが、公園周辺や通学路など、子どもたちが日常的に利用する場所については、地域や自治会の協力も含め、更なる安全対策について考えていく必要があると感じています。

こうした観点から、一般質問通告書に基づきます質問をいたします。

質問１、現状の防犯カメラ設置場所、データ保管、点検体制について、まず、本町が管理する幼小中学校などの公共施設に設置されている防犯カメラについてお伺いします。現在の設置状況や設置場所、撮影範囲についてどのように把握されているのか、お聞かせください。

また、録画データや保存期間や管理方法、閲覧手続きなど、運用体制についてもお示しください。

併せて、防犯カメラは設置しているだけでは十分ではなく、いざというときに確実に機能することが重要であると考えますが、定期的な点検や運用マニュアルの整備状況についてお聞かせください。

○議長（村井浩二君） 教育次長。

○教育次長（田中信幸君） 本町立の各学校園において、安全対策及び防犯対策、施設管理を目的として防犯カメラを設置しております。

設置場所や撮影範囲につきましては、それぞれ各学校園において、正門などの要所を中心に設置し、来校者が確認できる範囲を撮影し、安全対策などに活用しております。

録画データにつきましては、個人情報保護の観点から適切に管理し、一定期間保存した後、順次上書き保存を行っております。

また、映像提供の依頼があった際の運用体制につきましては、提供依頼先やその使用目的などを確認した上で適切に対応しております。

また、防犯カメラの維持管理につきましては、教職員による動作確認に加え、不具合など確認された際には、専門業者による点検や修繕を実施しております。

今後につきましても、防犯カメラが適切に機能するよう、維持管理に努めてまいります。

○議長（村井浩二君） 濱地議員。

○９番（濱地知英君） ご答弁ありがとうございました。

防犯カメラは、設置することだけが目的ではなく、必要なときに確実に映像が記録され、活用できる状態にあることが重要であると考えています。保護者の方からも、防犯カメラが設置されていることは知っているが、本当に録画されているのか、故障していても気づける体制になっているのかといった声を耳にすることがあります。そのため、定期的な点検や動作確認をしていただくとともに、運用体制についても適切な管理をお願いしたいと思います。

また、近年は、事件や事故が発生した際、防犯カメラの有無が初動対応に大きな影響を与えることから、その重要性はますます高まっております。録画データの保管や確認体制についても、迅速な対応が可能となるよう、引き続き取り組んでいただくことを要望します。

子どもたちの安全と保護者の安心につながるよう、防犯カメラの適切な運用と維持管理に努めていただくことをお願いし、次の質問に移ります。

次に、公園周辺を含めた子どもの見守り、安全対策と、自治会の防犯カメラと連携した子どもの安全対策とデータ運用についてお伺いします。

本町では、地域の皆様やPTA、防犯委員、青色防犯パトロール、見守り隊の皆様など数多くの方のご協力により、子どもたちの安全確保に取り組まれています。しかしながら、近年の社会情勢を見ますと、子どもを狙った犯罪や突発的な事件は全国各地で発生しており、これまで安全と考えられていた場所においても対策強化が求められています。特に公園は多くの子どもたちが日常的に利用する場所である一方、保護者の目が届きにくい時間帯もあります。

また、本町では自治会による防犯カメラ設置への支援制度が実施されておりますが、今後は、地域防犯という観点だけでなく、通学路や公園周辺など、子どもたちの安全保護という視点も必要ではないかと考えております。事件や事故が発生した際には、自治会が設置した防犯カメラの映像が重要な手がかりとなる場合もあります。

そこで、本町として、公園周辺を含めた子どもたちの見守り、安全対策についてどのような課題認識を持ち、今後どのような取り組みを検討されていくのか、お聞かせください。

また、現状の自治会への防犯カメラ設置支援制度に加え、子どもの通学路や公園周辺の防犯対策として、自治会が新たに防犯カメラを設置される場合、支援の拡充についてどのようにお考えか、お聞かせください。

更に、現在は防犯カメラの映像がSDカードなどに保存されることが一般的であり、機器の故障や物理的な破損によって映像が保存できなくなる可能性も考えられます。今後は、衛星通信やクラウド技術などを活用し、防犯カメラと連動したデータ管理を行うことで、管理体制の負担軽減だけでなく、防災分野への応用も期待できるのではと考えております。こうした新たな通信技術を活用して、将来的な展望をお聞かせください。

○議長（村井浩二君） 政策総務部長。

○政策総務部長（東條信也君） 本町では、議員お示しのように、地域住民や町職員のボランティアによる青色防犯パトロール隊や見守り隊のほか、保護者を含む学校関係者、防犯委員等との連携により、登下校時や夕方の時間帯における子どもの見守り活動及び防犯啓発活動を実施してございます。

また、子どもへの防犯啓発も重要であると考えており、ついていかない、車に乗らない、大声を出す、すぐ逃げる、大人の人に知らせるといいうわゆる、いかのおすしの標語を子どもたちに伝え、親子で一緒に確認していただけるよう、新小学1年生への啓発袋の配布や児童生徒の登校時における啓発物の配布など、年代に応じた啓発活動を防犯委員とともに実施し、子ども自身の防犯意識の向上を図っております。

しかしながら、近年は子どもを狙った犯罪や声かけ事案なども発生しており、公園をはじめとする公共空間における安全確保の重要性は一層高まっているものと認識してございます。このような中、町会自治会における防犯カメラの設置につきましては、公園周辺も含め、地域における安全・安心なまちづくりを推進するため、犯罪の抑止及び防止を目的として必要な箇所に設置され、令和8年7月現在、28町会で77台の防犯カメラを設置していただいております。

なお、新たに防犯カメラを設置される場合は、対象経費の2分の1、1台当たり上限10万円の補助を行っており、設置後の機器及び記録媒体の更新につきましても、町から2分の1の補助を行うとともに、電気料金につきましては、全額町が負担してございます。

また、町が設置している防犯カメラにつきましては、太子町域の出入口となる道路及び交差点10か所に計13台設置しており、事件や事故等が発生した際には、警察と連携を図りながら迅速な捜査活動に資するため、映像を確認できる体制を整えてございます。その活用実績といたしましては、令和6年度に9件、令和7年度には7件の閲覧実績がございます。防犯カメラは防犯抑止や捜査協力に有効な手段の1つであると認識し

てございますが、子どもの安全確保につきましては、地域による見守り活動や防犯活動と併せて取り組むことが重要であると考えております。

また、町会自治会による防犯カメラ設置への支援制度につきましては、現時点では現行制度の活用を図ってまいりたいと考えておりますが、子どもの安全確保の観点も含め、今後の設置状況や地域ニーズを踏まえながら、引き続き取り組んでまいります。

なお、防犯カメラの記録媒体につきましては、現在、SDカード等による保存方式が一般的でございますが、ご提案のクラウド技術等を活用したデータ管理につきましては、今後の技術動向や費用対効果を踏まえながら、情報収集、研究を行ってまいります。

今後につきましても、町会自治会や関係機関との連携を図りながら、地域の防犯対策を推進し、安全・安心なまちづくりに努めてまいります。

○議長（村井浩二君） 濱地議員。

○9番（濱地知英君） ご答弁ありがとうございます。

子どもたちの安全確保は、行政だけで完結できるものではなく、地域全体で取り組む重要な課題であると考えております。その中でも公園は、学校と並び、子どもたちが日常的に利用する場所であり、安心して遊べる環境づくりが必要です。

また、防犯カメラの設置は犯罪防止だけではなく、保護者の安心感にもつながります。もちろん全ての公園や通学路に直ちに設置することは難しいと思いますが、利用状況や周辺の環境などを踏まえながら、必要性の高い場所から順次検討していただきたいと思います。

また、自治会の皆様には日頃から地域防犯のため、多大なご尽力をいただいておりますこと感謝申し上げます。町会自治会が設置されている防犯カメラは、地域の防犯対策として大きな役割を果たしておりますが、今後はそれに加えて、子どもたちの安全を守るという視点もより重要になってくると考えております。特に通学路や公園周辺など、子どもたちが日常的に利用する場所については、防犯カメラの設置が保護者の安心感にもつながり、犯罪抑止効果も期待できることから、今後の支援制度の在り方について検討していただきたいと思います。

また、防犯カメラの映像は、事件や事故発生時の迅速な対応に役立つだけでなく、今後の技術進歩によっては、防災分野との連携も期待できる重要な情報インフラになり得るものと考えています。近年では、通信環境の進歩に加え、災害時にも活用できる衛星通信技術の発展が進んでおります。こうした技術を活用することで、防犯カメラデータ

管理の効率化や災害発生時の情報収集、通信手段の確保など、防犯と防災の双方に役立つ可能性があるのではないかと考えております。将来を見据えた研究や情報収集を進めていただき、本町の安心・安全なまちづくりにつなげていただきたいと思います。

引き続き、地域や学校、町会、自治会との連携を深めながら、子どもたちが安心して暮らせるまちづくり、そして保護者が安心して子育てできる環境整備につながることを期待いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（村井浩二君） これにて、濱地議員の質問を終わります。

次に、2 番目、早瀬議員の質問を許します。

早瀬議員。

〔8 番 早瀬和信君 登壇〕

○8 番（早瀬和信君） 議席番号 8 番、なごみの会、早瀬和信でございます。通告に基づきまして、道の駅の運営状況について質問をさせていただきます。適切なお答弁よろしくお願い申し上げます。

道の駅は、地産地消による地域の活性化、特産品の P R など、町の魅力発信やドライバーへの休憩の場の提供を目的に設置された施設ということですが、近年では、道の駅の役割も大きく変わりつつあり、道の駅が持つこれまでの地域創生や観光の拠点としての役割を多様な主体により、まちぐるみで支えていくといった取り組みが求められるようになっております。特に、国土交通省ではそのような取り組みを道の駅の第 3 ステージと位置づけて、様々な提案と支援が進められるなど、道の駅の将来像は変わりつつあるものと実感いたします。

一方、本町道の駅「近つ飛鳥の里・太子」については、平成 9 年に大阪府下で 2 番目に開設された長い活動実績のある道の駅ですが、近年ではブドウとミカンなどの特産品の販売と P R にも力を入れられ、特にシャインマスカットについては大変人気で、シーズンには多くの方がお買い求めに来訪されるということです。町の魅力発信に大きな役割を担っていただいているものと思っております。

そこで、道の駅の運営状況についてご質問いたします。特に直売部門の実績や特筆すべき取り組みの状況などについてご教示願います。

○議長（村井浩二君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（鳥取勝憲君） おはようございます。道の駅「近つ飛鳥の里・太子」の運営状況について私のほうからご答弁申し上げます。

道の駅「近つ飛鳥の里・太子」につきましては、令和４年度より、現在の一般社団法人太子町観光協会が道の駅の管理運営業務を担っており、ドライバー、観光客の休憩場所として適切な施設管理と物販や直売コーナーでの創意工夫を凝らした運営に取り組んでいただいております。その運営状況についてですが、直売部門の実績といたしまして、売上げは年々増加しており、決算では、令和４年度約７千８００万円、令和５年度９千１００万円、令和６年度１億４００万円となり、昨年度は約１億１千万円を超え、レジ通過数も８万３千人を数えるなど、太子町観光協会が使用を開始した当初の計画を大きく超える実績を構成されています。特に特筆すべき取り組みといたしましては、太子町産フルーツの果汁を使ったジェラートやミカンドレッシングといった新商品の開発とイベントなどでの販売、更には連携協定を結んでいるＶＴｕｂｅｒみかん先生とのコラボレーション企画による道の駅の新たな魅力創出や販売促進に取り組み、本町のシティープロモーションにつながる話題づくりにも重要な役割を担っていただいております。

併せて、農産物直売コーナーの出荷者とも適正な関係を築かれ、従前からの出荷者に加え、新規の出荷者の勧誘にも力を入れていただき、令和３年度の出荷者数は５０人でしたが、令和７年度には１２０人へと大幅に増加しております。道の駅における売上げの向上は、ブドウやミカンなどの特産品をはじめとする農産物出荷者への支援にもつながるもので、道の駅において、本町が進める観光振興やにぎわい創出にとどまらず、本町の農業振興にも大きな役割を果たしていただいているところでございます。

以上です。

○議長（村井浩二君） 早瀬議員。

○８番（早瀬和信君） 道の駅の業績が向上していることは大変喜ばしいことで、今後につきましてはのご期待を申し上げます。

さて、道の駅使用許可の５年の更新期限が今年度末までと聞いておりますが、今後の運営事業者の選定方法及びスケジュールについてご教示ください。また、今般策定されました第６次総合計画では、町の情報発信の拠点となる道の駅において、特産品のＰＲ、販売力強化を図りますという施策が示され、施策に対する評価指標と目標として、道の駅年間売上額１．４億円、道の駅年間レジ通過数１４．３万人がそれぞれ掲げられています。道の駅の運営事業者を選定するにあたり、このような目標を達成するためにどういった面を重視して選考されるのでしょうか。お答えください。

○議長（村井浩二君） 町長。

○町長（田中祐二君） 私の方からご答弁をさせていただきます。

道の駅の運営につきましては、5年の更新を前提とする使用許可候補者を選考することとし、公平性、そして公正性を保つため、公募型プロポーザル方式を採用し、広く事業者を募集しております。議員ご指摘のとおり、現事業者の許可期間は令和9年3月までとなっておりますので、令和9年4月から管理運営に当たっていただく事業者について、募集の周知、管理運営に向けた企画提案書の受け付けを行い、慎重な審査により、概ね9月頃をめどに候補者を決定し、本年12月末までに次年度の施設使用許可が出るよう諸手続きを進めているところでございます。

次に、第6次総合計画に記載されている道の駅の年間売上額やレジ通過数といった評価指標でありますKPIの目標を達成するために必要なことはとのご質問につきましては、まず第1に、売上げの多くを占める太子町の特産品であるブドウ、ミカンの認知度やブランド価値を高め、具体的な戦略や企画実施能力が重要であると考えております。そのためにも、次の事業者には、課題となる新たなターゲット層の獲得に向けて、各種SNSやウェブなど多様な媒体を活用できる能力を持ち、観光客や来訪者を引きつける魅力的なアイデアを提案できること、また、地域住民や出荷者との連携を円滑に進め、地場産品の普及や販路の拡大に向けたイベント等の企画力を求めています。特に、特産品のブドウ、ミカンの農閑期に来訪者の減少といった課題に対応するため、加工品や長期保存が可能な商品を地域住民や出荷者と協働を開発するなど、年間を通じて活性化できる方策を明確に示すことが期待されております。更に、運営に当たっては、道の駅が太子町の情報発信拠点であることを認識し、地域との協働や連携を深めて、太子町全体のブランド力向上に取り組む姿勢を重視いたします。

このような観点に基づき、道の駅が地域活性化の拠点となるよう、公正かつ透明性のあるプロセスにより適切な選考を行い、住民の皆様により一層愛される道の駅を目指して、運営事業者とともに掲げられた目標の達成に向けて取り組んでまいります。

○議長（村井浩二君） 早瀬議員。

○8番（早瀬和信君） ご答弁ありがとうございます。

道の駅の運用状況について、農産物の直売やシャインマスカットなどの特産品を中心に売上げが伸びている状況や、町が連携している民間事業者などとのコラボレーションによる話題づくりに取り組まれ、新たな魅力発信につながられている状況が大変よく理解でき、道の駅が町の特産品や観光資源のPRに加え、地域活性化を推進する大きな役

割を担っている施設であることも再認識できました。今後進められる道の駅の運営事業者の選考については、答弁にもありましたように、十分に公平性、公正性に配慮した上で、これまでの実績や業務に関する信頼性を十分に審査して、適切な事業者の選考を行っていただきたいと思います。本町におかれましては、

○議長（村井浩二君） 発言を中断してください。一時中断します。

〔訓練放送〕

○議長（村井浩二君） それでは、再開いたします。

質問を続けます。

早瀬議員。

○8番（早瀬和信君） 本町におかれましては、多彩な民間事業者との公民連携の実績やにぎわい創出のノウハウなど、行政の強みを運営事業者と共有し、連携を深めていただき、道の駅のポテンシャルを最大限に活かして、更なるまちの魅力発信と、地域活性化につなげていただきますよう要望いたしまして、私からの質問の締めくくりといたします。

○議長（村井浩二君） これにて、早瀬議員の質問を終わります。

次に、3番目、松井議員の質問を許します。

松井議員。

〔6番 松井謙昌君 登壇〕

○6番（松井謙昌君） 議席番号6番、たいしにぎわう会の松井謙昌です。通告に基づきまして、質問を行います。理事者におかれましては、適切なご答弁をお願いいたします。

私からは3点。1つ、公園等の桜を中心とする樹木の管理、2つ、今年度実施される給食センター在り方調査業務委託、3つ、町所有の公用車の無料貸出しについてお伺いいたします。

まず、公園等の桜を中心とする樹木の管理についてです。ここ5年ないし10年、特定外来生物クビアカツヤカミキリによる桜の食害が顕著になっております。今年も3月下旬から4月上旬にかけて桜の開花時期を迎えましたが、本町内では、数年前とは打って変わり、満開の桜を見かけることが大変少なくなりました。例えば、役場の北側、防災公園に隣接する宗門池公園では、既に6本が伐採され、なお3本の大木があるものの、数本の枝に弱々しく花が咲いているだけといった状況でした。私自身、このクビアカツヤカミキリに対する危機意識が薄かったと反省しております。令和3、4年頃から休日

とかには春日新池から宗門池公園辺りを散歩コースにしていたのですが、クビアカツヤカミキリを見つけたらその場で駆除してもいいと聞いていましたので、6、7月頃には宗門池公園だけですけれども、見つけたら、木にとまっているところを靴で踏づけるか、そばに落ちている枝でたたかしていましたが、せいぜい年に10ないし15匹ぐらいをやっつける程度でした。今年も6月4日に初めて宗門池公園で発見して以来、昨日まで、その場で駆除したのは僅か7匹だけです。

今年は5月16日土曜日と17日日曜日に天王寺動物園内の施設で、サクラを守れ！クビアカツヤカミキリ【夏の陣】、キックオフイベントとして、講演会、標本づくり、パネル展示が行われると知り、5月16日土曜日に天王寺動物園に行ってきました。動物園に来られていた家族連れのほかに、この問題に関心のある人や役所系と思われる人も含めて30名ほどが参加されていました。講師は大阪府立環境農林水産総合研究所の生物多様性センターの研究員の方が務められ、大阪府内では、2015年、平成27年に見つかって以来、今では34市町村で被害が確認されているとのことでした。能勢町、豊能町、茨木市、それと岬町、阪南市、田尻町とか、その辺りがまだ見つかっていないと言われていました。

また、成虫1匹は300から1千個の卵を産むとも言っておられ、びっくりしました。その後、町内の桜の状況が気になりましたので、教えてもらいました30近くの公園と太井川沿いの並木に加え、小・中学校も見せていただきました。主立ったところ紹介します。塚の前公園の桜6本、太井川並木の54本は全て枯れていました。太子・和みの広場では、3本が伐採済み、うち1本には新しい芽、枝が生えてきていて、葉が生い茂った10本余りには青い防虫ネットを巻いて対策を取られていましたが、うち1本には多量のフラス、これはうどん状の木くず、ふんの混合物ですが、が見られました。ただ、そばに梅の木が数本ありましたが、フラスが見られたのはこの桜1本だけで、梅の被害は少ないようでした。聖和台第1公園、第2公園では、それぞれ1本ずつが枯れ、フラスがあるものの、1本ずつは生育しておりました。中山第1公園では4本が枯れ、2本にフラスが見られ、6本が生育していました。内ノ町公園、ここは太子霊園の南西に隣接し、今回見て回るまでは一度も行ったことはなかったのですが、クスノキなどの中高木が周囲にきれいに植わっていて、手入れは行き届いているんですが、よく見ると20本近く伐採された後の切り株がありました。ひょっとして桜ではなかったのかと思ってしまいました。太子第1公園では、11本が既に伐採済みで、うち2本には幼虫がいた

と思われる穴がありましたので、恐らく桜の木ではなかったかと思いました。中学校では体育館周辺は1本が伐採済みで、1本が枯れ、5本にフラスが見られ、また、グラウンドでは4、5本が枯れていて、他の樹種の木も含め、枝が練習中の生徒の上に覆いかぶさるような状態でした。もうこれくらいにしておきます。

全体的に見て、やはり枯れているのが目につきました。中に半分は、やっぱり半分幹が枯れて、残りのところがまだ生育している、そういう木も多くありました。

また、以前には、役場の駐車場横の植栽部分、万葉歌碑のあるところ、そこにも、それが桜であったかどうかははっきり思い出せませんが、かつて樹木が植えられていて、今は伐採されて、切り株だけが残っています。何とかならなかったのかという思いも拭き切れません。

令和3年の広報たいし6月号には、クビアカツヤカミキリの情報提供をお願いしますと問合せ先を環境農林課として掲載されているので、この時点では、被害を引き起こすことは知っておられたということですから、公園、道路はどうか、学校はどうかなど、庁内で情報共有をどのようにされていたのか、例えば、メールを転送しただけなのか、庁内横断的に施設管理の状況把握をしたり、更に対応策を協議されたことはあったんでしょうか。

そこでまず、これまでの公園、道路並木の樹木の維持管理はどのようにされてきたのか、伺いたいします。

○議長（村井浩二君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（鳥取勝憲君） 公園などの樹木の管理について私のほうからご答弁申し上げます。

まず、本町において実施しております公園、道路の植樹帯及び緑地等の維持管理につきましては、町職員による直営作業のほか、太子町生きがい人材センターや業者への委託により実施しており、草刈りは年に3回、剪定につきましては、樹木の状況を確認しながら、年1回から3回行っております。

また、高木の伐採につきましては、倒木が予測される場合に随時対応するなど、適切な維持管理に努めてきたところでございます。

次に、クビアカツヤカミキリへの対応についてでございますが、本町では、特定外来生物であるクビアカツヤカミキリが確認され始めた約5年前より、被害の拡大を防止するため、成虫を発見した際の捕殺や成虫の移動を抑制する目的で防除ネットを幹に巻き

付けるなど、可能な範囲での対策を講じております。

しかしながら、クビアカツヤカミキリの幼虫は樹木内部を食害する特性があり、外部からの確認が極めて難しく、対策を講じてきたものの、多くの桜が食害を受ける結果となり、倒木の危険性が高いと判断した桜をこの１年間で１７本伐採したところでございます。

そのような中、南河内地域においても、大阪府南河内農と緑の総合事務所が主催となり、毎年、市町村担当者会議が開催され、取り組み事例などについて情報共有を行っております。今後については、その内容を各施設の所管課で共有し、引き続き職員のパトロールなどにより、樹木の状態を継続的に確認し、危険性が認められる場合には、速やかに伐採等の対応を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（村井浩二君） 松井議員。

○６番（松井謙昌君） 確かにクビアカツヤカミキリの場合、羽曳野市にある大阪府立環境農林水産総合研究所の本所の桜すらも何本か食害されているところからすると、対処の難しさは理解いたします。

宗門池公園の場合、３本の桜の大木がありますが、脇や根元から出ている枝にしか葉は出ていません。周りには直径５、６センチ、長さ１メートルほどの折れた枝もたくさん落ちています。幹には成虫がはい出た穴がたくさん開いています。広場の上に枝が大きくかぶさってきています。今のままでは、太い枝の落下のみならず、倒木の危険すらも心配されます。遊具もあり、子どもの遊ぶ姿も多く見られます。大きなけがにつながるかもしれません。このような場合、他所も含め、根本がまだ生きているうちに思い切って伐採することも考えるべきではないでしょうか。切り口の根本から新芽が出てくるのを促すとか、新たに苗木か幼木を植えられてはどうでしょうか。あるいは、樹種を変えてみるのはどうでしょうか。また、植栽場所も、例えば塚の前公園の場合は、公園敷地があって、フェンスがあって、その外の法面に桜があって、河川がある。太井川並木の場合は、道路があってガードレールがあり、その先の法面に桜があって、河川があるという状況です。こういうところにある桜にクビアカツヤカミキリを発見しても、非常に捕まえにくく、駆除しにくいのも理解できます。

また、高木の根元部分を低木が成長してぎっしり植わり見えなくなっているのもよくなかったのではないかと考えられます。新たに植える場合は、公園敷地内に植えると

か、根元部分は半径50センチないし1メートルぐらいは低木を植えないとか、また、刈り取るとか、植栽方法も考えられてはいかがでしょうか。

そして、何よりも、今、生育している桜をどのようにして守っていくかが重要と考えます。質問の初めのところで紹介しましたように、大阪府では、昨年、令和7年から、サクラを守れ！クビアカツヤカミキリ【夏の陣】というイベントを行い、市町村の公園などを会場として、大阪府内で捕獲したクビアカツヤカミキリを持ち込み、捕獲個体数が多かった上位の人に商品を進呈するという、府民に関心を持ってもらい、協力を得て被害を食い止めようとする試みがなされています。町としては、昨年はこのイベントに参加されていませんでしたが、今年は参加され、広報たいし6月号でも紹介され、府民の皆さんに参加を促されています。こういうチラシを大阪府のほうで作成されております。

そして、河南町、太子町では、6月28日日曜日に近つ飛鳥博物館に皆が持ち寄るということになっております。10時から12時です。私も行ってみようと思っております。

またこれまで、令和3年、4年の広報たいしの6月号では、クビアカツヤカミキリの情報提供をお願いします。令和5年はなぜか掲載されていませんでしたが、令和6年、7年の7月号、そして今年の6月号では、クビアカツヤカミキリにご注意くださいと住民の皆さんに呼びかけをされてきました。令和3年、4年の情報提供の呼びかけに対する反応はどうだったのか。町として何か対応されたのか。幾つか提案いたしましたが、今後の対策についての町のお考えをお伺いいたします。

○議長（村井浩二君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（鳥取勝憲君） ご質問にありましたように、塚の前公園では、公園敷地と河川の間にフェンスと樹木が並び、また、太井川沿道では、ガードレールの外側に樹木が植えられていることから、近接目視が困難となり、発見や予防、駆除などが遅れた要因であったと認識しております。更に、高木の根本に低木が植栽されたことも、樹木の状態を確認しづらくし、被害の早期発見を妨げた原因であると考えております。

次に、桜の現状と今後の対応についてでございますが、先ほども申し上げたように、クビアカツヤカミキリによる食害が進行し、倒木の危険性がある樹木につきましては、必要に応じて伐採を進めているところでございます。

また、伐採後については、現時点で一律に植え替えを行う予定はございませんが、樹

木によっては根元から若い枝が発芽しているものも見受けられます。これらについては、現在、試験的に育成を行っており、今後、樹木の健康状態や樹形を慎重に見極め、健全に成長する見込みがあるものについては、そのまま大切に育成していきたいと考えております。

更に、広報等による情報発信につきましては、令和3年から5年にかけては、クビアカツヤカミキリが確認され始めた段階であったことから、まずは情報提供のお願いを中心としておりました。この呼びかけに対し、令和4年度にかけて7件の情報提供があり、それにより10本の桜に防除ネットを巻き付けるなど被害の拡大防止を講じてきました。その後、住民の皆様へ認知が進んできた令和6年度以降につきましては、実際に見つけた際の具体的な対応方法をご案内する内容へ変更し、より実践的な注意喚起に努めているところでございます。

また、議員からもご紹介ありましたように、大阪府におきましても、令和7年度から、府民参加型で被害拡大を防ぐ取り組みとして、サクラを守れ！クビアカツヤカミキリ【夏の陣】が開催されております。本町としても今年度このイベントに参加し、住民の皆様にも関心を持っていただきながら、地域ぐるみでの被害抑制に取り組んでまいりたいと考えております。

引き続き、情報提供の呼びかけや注意喚起の広報活動を行いながら、大阪府とも連携し、住民の皆様とも協働による防除体制の強化を図ってまいります。

以上です。

○議長（村井浩二君） 松井議員。

○6番（松井謙昌君） 今年4月、NHKの歴史探偵というテレビ番組で、日本一桜の名所吉野1300年の歴史が放送され、吉野は春には10日間で55万人が訪れる桜の一大名所と紹介されていきました。

8キロメートルにわたって尾根と谷を染め上げる3万本の山桜を吉野町が管理している桜守と言われる専門知識を持ち、土地の改良や植樹に携わる人たちが守っているとのことでしたが、ここでもクビアカツヤカミキリの被害が出ており、被害拡大の予防対策として、一本一本木の根元に薬液を注入して、虫がつかないように、1日に薬400本から500本を手作業で打っているとのことでした。非常に地道な作業です。

近つ飛鳥博物館の梅も気になりましたので、薬室公園に行った際に見に行ってきたのですが、駐車場のところに、危険注意特定外来生物クビアカツヤカミキリの駆除のため

に農薬モスピランを散布していますと警告する写真入りの紙が柵に取り付けてありました。梅の木にはフラスは1つも見つけられませんでした。

今の二上山は、町中から見ると、桜の開花時期は桜と緑の木々のコントラストがとてもきれいです。3日前の14日日曜日には、二上山地図雄岳雌岳のパンフレットを手に山に登り、イラスト地図にありました桜マークのついた辺り、展望台や雌岳、雄岳周辺を見てきました。多くの人が来られていました。虫は1匹も見なかったのですが、何本かにはフラスが出ていたり、成虫が出ていたような穴がありました。樹勢は衰えているのか、枯れ木も多くありましたが、町中のような被害までには至っていないようでした。被害が町中から山のほうまで拡大しないか、これから注視していきたいと思います。

また、環境省では、一定の要件のもとに、クビアカツヤカミキリの防除に取り組む自治体への補助事業を創設しています。どのような場合に適用を受けることができるかなど確認していただくようお願いいたします。

更に、今回の質問にあたり、小中学校も見せていただきましたが、今月9日に町立小中学校樹木剪定伐採業務委託の業者募集が、庁舎玄関横の掲示板や町のホームページで公告されています。その中身を見ると、学校ごとに樹種、高さ、太さ、剪定か伐採かの作業種別が書いてありました。伐採だけに絞ってみますと、中学校では、伐採5本中4本が桜、磯長小学校では、伐採3本中3本が桜、山田小学校に至っては、伐採11本中11本全部が桜といった具合でした。合計してみると、伐採しなければならないほどになっている樹木は19本中18本が桜、樹勢の衰えがあったとしても、やはりクビアカツヤカミキリが主な原因だと思います。作業工期は8月26日までの夏休み期間中となっています。伐採した切り口がサクサクの状態なのか、あるいは空洞状態なのか、中は詰まっているが、幼虫に食害された穴があるかなとよく見ておいていただきたいと思います。私も見に行きたいと思っております。

また、伐採した樹木の処分も焼却まで必要なのかも気になる場所ですので、これもご確認いただくようお願いいたします。

庁内体制や、例えば、手袋や木で払い落とし駆除するとか、住民の皆さんには自宅近くの桜を気にかけていただくよう周知するとか、そういったこともお願いいたしまして、この質問を終わります。

次に、令和8年度に実施を予定されている給食センター在り方調査業務委託の目的、具体的内容についてお伺いいたします。

令和５年５月に太子町、河南町、千早赤阪村、大阪府で構成される南河内２町１村未来協議会が設置され、これまで行財政改革、公民連携、広域連携を推進するための調査及び研究に関することや、２町１村の将来課題への対応策について検討されてきました。このうち、公共施設の最適配置では、２町１村の給食センターについて、経緯、現状、将来推計を行い、児童生徒の減少による稼働率の低下、施設・設備の老朽化への対応は待ったなしとされ、将来的な施設の集約など、最適配置に向け、調理委託契約期間の相違を解消し、施設の再編や統合を視野に今後の在り方の検討を進める必要があるとされています。

今年３月２７日開催の協議会では、老朽化の課題がある太子町と千早赤阪村について、施設や調理設備に係る維持管理や更新費用等の経費を試算し、共同利用時の食物アレルギー対応や連携手法を含む給食センターの再編等の可能性調査を職員だけで検討を進めるのは限界があるとして、専門的なノウハウや知見を活かした調査分析が有効であるとして、民間委託がふさわしいとされています。食物アレルギー対応食については、河南町と千早赤阪村は対応している一方、太子町は個別対応はしておらず、原因食物を除いた給食を提供するなど工夫はしておられますが、河南町や千早赤阪村と同様の対応ができるよう検討すべきと私は考えます。

この度の調査業務委託は、この未来協議会での検討を踏まえて行われるものと思いますが、改めて現状と将来推計を踏まえ、その目的、具体的内容について、町としてどのように考えておられるのか、伺いたいします。

○議長（村井浩二君） 教育次長。

○教育次長（田中信幸君） 現在、本町の学校給食センターでは、各学校園へ給食を提供し、園児、児童生徒の健康保持増進と、日常生活における食事について正しい理解を深めることはもちろんのこと、望ましい食習慣の形成に努めております。

しかしながら、当センターは建設から３０年以上が経過しており、老朽化の進行に伴い、適切な修繕、維持管理、運営に要する経費が増加することが懸念されます。

また、今後、児童生徒数が減少することに伴い、施設の調理能力から見た稼働率の低下が見込まれます。

このような背景から、学校給食を将来にわたって安定的に提供するため、給食センターの効率的な在り方を検討する必要があるとあり、令和５年５月に設置した南河内地域２町１村未来協議会において太子町、河南町及び千早赤阪村が連携して、給食センターの在り

方について検討を進めており、この度、再編等の可能性について大阪府と連携しながら調査を行うものであります。本調査は、施設の老朽化や児童生徒数の減少等、本町と同様の状況にある千早赤阪村においても実施を予定しており、実施に際しては、河南町にもご協力を得ながら進めてまいりたいと考えております。

調査の具体的な内容といたしましては、各学校給食センターの課題整理として、各給食センターの現状調査や稼働率の算出推計など、建て替え、集約化、単独運営を想定した場合における事業計画地及び施設計画の検討として、施設規模及び敷地面積の想定や立地条件、施設改修、集約化、単独運営を想定した場合における改修計画の検討として、改修候補となる施設の検討や必要となる機能、施設等の整理など、給食センターの運営や維持管理における効率的な広域連携スキームの調査、研究、検討及び構築、集約時と単独運営時の事業費の比較、また、集約時における各種検証として、配送ルート、配送計画の検討や食物アレルギーの代替食、除去食などへの調査も含まれます。

食物アレルギー対応食につきましては、本町では、学校給食の施設規模、また、調理工程上、食物アレルギー対応食を作ることは現在のところ困難な状況にありますが、献立や調理、配送の工夫を行いまして、また、物資選定の際には、食物アレルギー物質が入っていない食材を選定するなどし、できる限り同じ給食を食べてもらえるよう努めております。

今回の調査は、給食センターを取り巻く現状や課題を明らかにし、安全で効率的な給食提供を維持するための具体的方策を検討する重要な機会であると考えております。また、太子町、千早赤阪村、そして隣接する河南町との連携を視野に入れることで、広域的な協力による運営体制の構築の可能性を探り、有効的かつ持続的な給食センター運営の実現に向け、調査分析を行ってまいります。

○議長（村井浩二君） 松井議員。

○6番（松井謙昌君） よろしく願いしておきます。

次に、3つ目の町所有の公用車の無料貸出しについてお伺いいたします。

大阪府内の自治体の中には、一定の要件を定めて、所有している公用車を無料で貸出ししているところがあります。一定の要件とは、例えば、貸出し車両を限定して、対象者を自治会や自治体内の公益活動団体とし、対象の活動を道路、公園などの公共施設の美化清掃活動や貸し出す備品等の運搬として、また、貸出し日時を土曜日、日曜日、祝日の9時から5時などとしております。

例えばですが、私も数年前に町会の役員をしていたときに感じたのですが、毎年秋に行われる竹内街道にぎわいづくり協議会が主催されている灯路まつりで、道路に並べる複数町会分のカップ灯ろう、行灯型灯ろうを役場に取りに行つて、行事終了後、返却するのに軽トラックが便利だったのですが、各町会には軽トラックを所有している人が限られてきています。ほぼ毎年車を提供、運転する人が特定されてきている状況です。万が一事故が起これば、その人個人が責任を負うことにもなるので、協議会事務局には運搬車の手配を依頼していただけないかとお願いをしてきたのですが、実現するまでには至っておりません。

そんなこともあって、このような町所有の公用車の無料貸出しがあれば、例えば、協議会の事務局を担う町の観光協会が借受け者となって町会の人で運転するというふうになれば、少しは便利になるかと思っております。このような制度をつくっていただければ、自治会や様々な公益活動団体などの美化清掃活動などにも有意義と考えます。損害賠償保険のことも関わってきますが、これも含めて、貸出し車両の種別、対象者、活動内容、日時などの貸出し要件をご検討していただければと考えております。実際に一定の要件の下でこのような取り組みを行っている自治体があるのですから、ぜひ前向きにご検討していただきたいのですが、町としてのお考えをお聞かせください。

○議長（村井浩二君） 副町長。

○副町長（森下滋夫君） 議員ご提案の地域住民が主体となって実施する環境美化活動や地域活動に対する公用車の貸出しにつきましては、住民活動の活性化や協働のまちづくりを推進する観点からも一定の意義があるものと認識しております。全国には地域活動支援の一環として公用車の貸出しを行っている事例も見受けられるところでございます。

しかしながら、公用車の貸出し制度を新たに導入するにあたりましては、幾つかの課題がございます。

まず、公用車の使用にあたりましては、公平性及び公益性の確保が求められます。このため、制度を導入する場合には、貸出し対象の範囲や利用目的をどのように設定するのか、また、特定の団体や個人への利益供与とならないよう、制度の公平性をどのように確保するのかについて整理する必要があります。

また、本町が保有しております公用車につきましては、平日の行政事務だけでなく、休日や夜間においても、災害対応や施設管理、環境対策などの緊急業務に使用する場合があります、特に軽トラック等の作業車両につきましては、緊急時の対応に必要な車両とし

て位置づけております。

更に、貸出しを行う場合には、利用申請の受け付けや審査、運転資格の確認、鍵の受渡し、車両点検、運行記録の管理、事故発生時の責任の所在や損害賠償、保険の取扱いなど、利用者、管理者双方に新たな負担が生じます。

このように、公用車貸出し制度につきましては、住民活動支援の観点から一定の意義がある一方で、制度設計や管理運営上の課題もございますことから、今後、他自治体の事例や運用状況等を調査するとともに、本町の車両配置や管理体制、財政状況等も踏まえながら、本町に適した支援の在り方について、研究してまいりたいと考えております。

○議長（村井浩二君） 松井議員。

○6番（松井謙昌君） 事情はよく分かりましたが、ぜひ前向きにご検討をお願いいたします。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（村井浩二君） これにて、松井議員の質問を終わります。

それでは、ここで、暫時休憩といたします。再開は放送にてお知らせいたします。

（午前 10 時 41 分 休憩）

（午前 10 時 53 分 再開）

○議長（村井浩二君） それでは、再開いたします。

次に、4 番目、斧田議員の質問を許します。

斧田議員。

〔2 番 斧田秀明君 登壇〕

○2 番（斧田秀明君） 議席番号 2 番、しなが会、斧田秀明でございます。通告に基づきまして、質問させていただきます。理事者におかれましては、適正なご答弁をお願いいたします。

本日の地域防災について、朝から J アラート訓練等もありましたけれども、質問のほうをさせていただきます。先日のゴールデンウィークには、奈良県を震源とする最大震度 4 の地震も発生し、太子町では震度 3 を観測し、久しぶりの体の揺れを感じる地震でございました。一瞬、南海トラフ地震のことが頭によぎりました。今回の質問は、太子町地域防災計画に基づいて、太子町ではどのように地域防災の取り組みが行われているのかについての質問でございます。

テレビなどのマスコミで、南海トラフ地震はいつ発生しても不思議でないと言われていますが、それはなぜでしょう。概ね100から150年間隔で繰り返し発生しており、今回の南海トラフ地震、昭和東南海地震1944年及び昭和南海地震1946年が発生してから約80年が経過した現在では、次の南海トラフ地震の発生はいつ起きても仕方がない状態と言われています。このような状況の中で巨大地震が発生した場合、よく町内で聞く話ですが、聖徳太子に守られているので、太子町では地震が来ても心配ないよと話をされているのを聞きましたが、南海トラフ地震防災対策推進地域は、南海トラフ巨大地震による甚大な被害が予想されている地域として、令和7年7月1日に内閣総理大臣が中央防災会議の答申に基づき指定されたものでございます。地震防災対策を重点的に推進するために指定された地域で、この指定は、南海トラフ巨大地震が発生した場合に、震度6弱以上の揺れや、昨日、東京のほうでも地震があったんですけれども、その地震でも、震度5弱と言われているんですが、以前のことに比べたら震度5弱でも大分耐震等も進んでいるのか、ニュースになってくることは少なくなっております。それとか、津波などの場合でしたら、3メートル以上の浸水が予想される地域を対象としており、太子町はそれに含まれています。

このような巨大地震が発生した場合に備えて、自分の力だけでは避難できない高齢者、障害のある人、乳幼児や妊産婦、日本語を理解できない外国人などの対象者を太子町では把握されているんでしょうか。大体何人ぐらいだと把握されていますか。そのうち、いわゆる名簿に登載されている方は何人でしょう。また、そのうち、個別避難計画の作成がなされている方は何人いらっしゃいますでしょうか。このような情報は、災害時の安否確認や避難支援のためにどのような関係機関につなげておられますでしょうか。また、平常時から取り組まれておられることがあれば教えてください。

個人情報を取り扱うことはいろいろと理解しなければならないことが多く、大変な業務だとは思いますが、住民の皆さんの生命の安全を守るため、よろしくお願いいたします。このような業務をされている場合、課題と考えられていることについて答弁を求めます。

次に、総合福祉センターについて、発災時には、日頃のサロン活動ではない姿に変化していくものと思っていますが、その中で、社会福祉協議会との連携体制についての答弁をお願いいたします。

○議長（村井浩二君） 政策総務部長。

○政策総務部長（東條信也君） 本町の地域防災について、私のほうから順次ご答弁申し上げます。

まず、避難行動要支援者の被災状況の把握等に係る日常の取り組みについてでございます。本町では、災害対策基本法の改正を受け、平成30年に改正しました太子町避難行動要支援者支援プランに基づき、避難行動要支援者名簿の整備及び活用を推進してございます。現在、避難行動要支援者の対象者は約1千700人。そのうち、基本名簿登録者が約1千200人、関係機関への情報提供に同意し、名簿に登録していただいている同意名簿登録者は117人、更にその中で個別避難計画を作成されている方は74人となっております。

同意名簿に登録されている方の情報は、町会、自治会、民生委員、児童委員、消防団、社会福祉協議会及び庁内関係部局間で共有し、災害時の迅速な安否確認や避難支援につなげております。

また、平常時から地域における見守りや、声かけ活動を通じた状況把握に努めると共に、災害支援が円滑に行えるよう、個別避難計画の作成支援にも取り組んでございます。

一方で、同意名簿登録者数及び個別避難計画作成数が十分とは言えない状況であり、制度の更なる周知や地域の理解促進が課題であると認識してございます。

次に、被災した避難行動要支援者への支援活動についてでございますが、災害発生時には災害対策本部の下、同意名簿登録者の情報を共有している関係団体や関係機関と連携し、安否確認や避難誘導、生活支援を実施する体制を整えてございます。

また、高齢者や障害のある方など、配慮を要する方への支援を行うため、総合福祉センターを福祉避難所として位置づけ、指定管理者である社会福祉協議会と連携しながら、受入れ体制や必要物資の確保に努めてございます。

次に、社会福祉協議会との関わりによる地域のつながりですが、地域防災力の向上には、行政だけでなく、地域住民や関係団体との連携が不可欠であり、社会福祉協議会には重要な役割を担っていただいているものと認識してございます。社会福祉協議会とは、福祉避難所の運営に係る協定に基づく連携をはじめ、平常時から地域福祉活動やボランティア活動の推進、見守り支援などを通じて、地域のつながりにともに取り組んでいただいております。

また、災害発生後には、災害ボランティアセンターの設置運営など、被災者支援の中心的役割が期待されていることから、本町としても、平常時から情報共有を行い、実効

性のある支援体制の確保に努めております。

今後につきましては、更なる制度の周知を図り、避難行動要支援者名簿の整備及び個別計画の作成、更新を進めるとともに、地域との連携を強化し、支援を必要とする方を地域全体で支える体制づくりに取り組んでまいります。

○議長（村井浩二君） 斧田議員。

○2番（斧田秀明君） ご答弁いただきました。ありがとうございます。

課題として、名簿登録者や個別避難計画作成数のことを挙げられていましたが、本当に大変で大切な仕事だと思います。対象となる方の介護度等の変化があった場合や家庭での状況や環境の変化によっては、避難支援の方法も変わってきますね。このような計画策定の業務は、いかに新しくて正確な情報をつかむことができるかにかかってきています。担当者個人で全てを抱え込むことのないよう、関係各部署の連携で組織ぐるみの取り組みでお願いしたいと思います。

また、このような活動を住民の皆さんはどれだけご存じなのでしょう。住民の皆さんの命がかかった取り組みとして、広報などでPRしてみてもいかがでしょうか。日頃の隣近所のつながりが薄れてきている現在、改めて隣近所のつながりの大切さをお互いに知るきっかけにできればと思っております。

2問目に移ります。今回、令和4年3月に作成された防災ハザードマップを見直す時期と聞いており、その内容についての答弁を求めます。

防災マップ、ハザードマップとは、万が一の災害に地域の住民の皆さんが素早く安全に避難できることを主な目的に、被害の想定される区域と、被害の程度などの情報や避難所などの情報を大阪府やそれぞれの市町村が地図上に明示したものです。現在、太子町であるのはこういうやつで、皆さんのご家庭にも多分あると思います。ハザードマップの種類につきましては、洪水、土砂災害、内水、高潮、津波、火山などの種類がありますが、太子町の被害想定に見合った洪水や土砂災害のマップに緊急避難場所や避難所などの情報が書かれています。このため、特定の地域の災害予測範囲が分かると同時に、避難場所への経路に関する情報も入手できます。太子町のハザードマップは、マップだけではなく、冊子として構成されています。ここには、災害についての様々な情報が書かれており、それは、警戒レベルとその避難行動をどのようにするかについてや避難情報の入手方法が書かれています。平常時から取り組む内容としまして、非常持ち出し品のチェックリストや緊急避難場所、避難所リスト等、災害が近づいても避難所までの安

全に避難ができるよう、土砂災害、大雨、水害などに備えることが大切です。

今回の見直しでは、大きく変更されている内容や新たなハザードマップについて取り組めることがあれば、教えてください。現在の太子町の防災ハザードマップの良いところは、災害の種類別、土砂災害や大雨、水害、地震に、災害が発生するまでの経過や、大雨や地震についてはそれぞれの災害へのチェックリストが掲載されているところです。いくら良いハザードマップを作っていただいても、住民の皆さんに利用していただかないことには意味がありません。ぜひとも有効に活用していただけるような配布の仕方や、口伝いで皆さんの命を守ってくれるような大切なものにしていただきたいと願っております。

それでは、住民の皆さんの命を預かってくれるハザードマップについての質問です。4年ぶりとなる今回のハザードマップの主な変更点は何でしょう。年々、地球温暖化による異常気象で、昔と比べて、猛暑や激しい雨が多くなった。竜巻やひょうなどのこれまで外国の出来事でしかなかったものが、今、日本で普通に身近に起こってきておりますと感じている人も多いのではないのでしょうか。特に線状降水帯が発生すると、大きな被害につながります。どんどん地球環境は変わっておりますが、住民の皆さんにとっては命綱になるよう、これまでのハザードマップの良さを残して、最新の内容にさせていただけるようお願いしたいと思います。答弁のほうよろしくをお願いします。

○議長（村井浩二君） 政策総務部長。

○政策総務部長（東條信也君） 本町のハザードマップの見直しについてでございますが、現在発行しております本町のハザードマップにつきましては、議員お示しのとおり、令和4年3月に作成したもので、作成より4年が経過してございます。この間、防災気象情報の変更や土砂災害警戒区域の見直しなど、防災を取り巻く環境が変化していることから、今回更新を行うものでございます。

具体的には、本年5月29日から気象庁が運用を開始しました警戒レベル5段階の避難情報に対応した防災気象情報の変更や、大阪府による土砂災害危険箇所の見直しなどの内容を反映することとしております。

また、令和7年度に作成した、降った雨が水路や下水道などで排水し切れなくなることによる内水氾濫ハザードマップの情報についても、新たに掲載いたします。

更に、本町のホームページの防災・減災ウェブをはじめ、各種防災情報サイト、また、防災アプリ等へのアクセスできる二次元コードなども掲載する予定としてございます。

いずれにしても、災害から命を守るためには、自分の命は自分で守る自助や、隣近所で助け合う共助など、災害への備えの大切さを住民の皆様を知っていただき、万が一のときに行動に移せるよう、ハザードマップを作成し、全戸配布を行ってまいります。本町といたしましても、ハザードマップの更新、配布をはじめ、防災情報の発信や啓発活動の充実に努め、住民の皆様が万一の災害時に適切な避難行動につなげられるよう、地域防災力の向上に取り組んでまいります。

○議長（村井浩二君） 斧田議員。

○2番（斧田秀明君） ご答弁ありがとうございました。

先日の台風6号ですか、そのときに初めて、新しい情報というふうな警戒レベルと、その表記の仕方というふうなもので表せられてたんですけれども、まだこれも始まったばかりで、これから取り組んでいただくということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

このハザードマップが災害から住民の皆さんの命を守っていただけるようなアイテムにしていきたいと思います。

そして、最後に災害の記事を見ていまして、その内容がとても気になることが書かれてたものを1つお知らせさせていただきます。地域防災計画は、地域における防災対策を体系的にまとめた計画ですが、幾つかの弱点、3点ほどあるというふうなことでございました。

第1に、計画内容が現実的でない場合があるということです。どうしても緊急的に災害が起きた場合やらないといけないので、発生した箇所のいろいろな調査も中々環境が厳しい中でやるので、どうしても災害発生時における必要となる人員や物資を過小評価にした場合とか、また、反対に過大にするような可能性があるということです、できるだけ適正な形での取り組みをお願いできたらと思ひます。

第2に、計画が十分に周知されてないことがありますということです。住民や関係機関に計画の内容が十分に伝わっておらず、いざ災害が発生した際に混乱を招くおそれがあるということです。これから、先ほど答弁もいただいたとおり、関係機関や住民の皆さんへの周知というものをしっかりと取り組んでいただけたらなあというふうにお願ひしております。

それと、第3に、計画の運用が難しいということをお願ひされております。災害発生時には関係機関の連携が必要ですが、計画が十分に整理されていなかったりすると、連携

体制が確立されていないというふうなことであれば、迅速な対応ができないということですけれども、先ほど答弁いただきました社会福祉協議会との連携等についてもうまくいけているように聞かせていただいております。

老婆心ながら、太子町では、先ほどの３点というふうなものが当てはまらないような形で取り組んでいただけたらと思います。よろしくお願ひしたいと思ひまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（村井浩二君） これにて、斧田議員の質問を終わります。

次に、５番目、中村議員の質問を許します。

中村議員。

〔１番 中村直幸君 登壇〕

○１番（中村直幸君） 議席番号１番、自由民主党会派、中村直幸でございます。通告に基づきまして、質問を行います。理事者各位におかれましては、明快なるご答弁のほどをお願いいたします。

先ほどから斧田議員を含め、大変多く降る水に対して縷々説明をいただいたところでございますが、私はその反対でございまして、気候変動による渇水リスクの、町の水資源対策についてお伺いをしたいと思います。

まず、１番目として、太子町の水資源リスクの認識について、それと２番目、井戸をご利用の方の井戸利用世帯への対応について、上水道の安定供給について、災害時の生活用水の確保について、気候変動で適応策について、農業従事者の方、また学校等の子どもたちの対応について、以上の点についてお伺いをいたします。

初めに、気候変動による渇水リスクと本町の水資源対策について伺います。近年、記録的な少雨やダム貯水率の低下、渇水注意報、渇水の注意報の発令など、水不足のリスクが現実のものとなりつつある中、国の気候変動対応計画などにおいても渇水の頻発化が長期化、また、深刻化が予想されております。従来の予想を加えたリスクへの備えが求められています。昨年あまり多くなかった水対策ですけれども、農家の方におかれましては、新たなポンプを随分買ったという方もよく聞きました。水は、住民の生命と健康を守るために不可欠であり、とりわけ、成長期にある子どもたちにとっては、安全な飲料水や衛生環境の確保が欠かせません。

また、地域農業にとっても、農業用水は生産基盤のそのものであり、渇水は、地域経済や食の安定にも大きな影響を及ぼします。

太子町の水道事業は、平成２８年度より広域水道企業団に移管されておりますが、上水道の供給、管理は企業団が担っております。しかしながら、水道は住民の生命を支える重要なインフラであります。太子町として、その安定供給について、十分認識と連携が必要であると考えております。

また、昨年３月には、いわき台を中心とする濁り水の発生が起き、その対応について、企業団だけでなく、広報無線等で活用した周知活動など、町が担うべき役割もあったと考えております。

そこで伺いますけれども、気候変動に伴う渇水リスクが本町の上水道に与える影響についてどのような認識をされているか。また、長期間の日照りや少雨の続いた場合、現在の水資源体制で安定した供給が維持できるのか。更には、広域水道企業団が実施している水資源の多重化や地域連携バックアップ体制などのリスク管理について、本町としてどの程度把握されているのか。加えて、町内で井戸水を活用されている方々において、渇水時の人数の把握等々がどれだけ出てきているのか。それらの世帯に対する渇水時の支援や有事における企業団からの連帯体制についてどのように考えておられるのか、お聞かせください。

更には、災害や渇水が発生した場合において、学校施設や避難所における飲料水や生活用水の確保はどのようなになっているか。特に児童生徒が安心して学校生活を送るための給水体制や備蓄体制についても、併せてお答えをいただきたいと思います。

○議長（村井浩二君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（鳥取勝憲君） 本町の水道事業は、大阪広域水道企業団に統合され、現在も同企業団が水道事業を全て担っております。

まず、本町の給水人口は令和７年度末で１万２千５０９人、上水道の水源は自己水が５４．７％、企業団水が４５．３％となっております。自己水は板屋橋浄水場の井戸水が水源ですが、過去に異常気象などによる渇水により枯渇した事例はございません。仮に何らかの事情で自己水が枯渇した場合でも、企業団水に切り替えることで対応が可能ということでございます。反対に、企業団水が受水できなくなった場合においても、同様に自己水での対応が可能となっており、本町における枯渇等に対する危機管理体制は一定できていると認識しております。

また、水道供給のリスク管理については、企業団用水事業として、本町を含む河南地域において、企業団水の受水地点の複数化、複数の管路から受水できる管路のループ化

を進めておられます。この事業は、現在、企業団水の受水地点が太子地区の１か所となっておりますが、新たに敷設している管路から受水するもので、今年度実施予定の上ノ太子駅前から磯長台まで敷設する管路工事がそれにあたり、企業団からの受水地点の複数化によりリスク分散を進めておられます。

次に、個人の井戸水の使用についてですが、水道センターで確認できる範囲ではございますが、井戸水と水道水を併用して使用されている世帯が１５件、井戸水のみを使用されている世帯が１件となっており、個人の井戸水が枯渇した場合、水道管が敷設されていないご家庭については、井戸水の代替は行っていないため、個別の対応はできかねるということでございます。

最後に、災害時における学校施設や避難所における飲料水等の確保については、大阪広域水道企業団危機管理対策要領に基づき、本町と締結しております災害等による水道施設の復旧等における連携に関する協定書により、給水所の運営は同企業団が行い、センター単独での対応が困難な場合は企業団全体で対応し、それでも対応が困難な場合は、日本水道協会に応援要請し、応急給水及び応援復旧の支援を受けることとなっております。

また、統合市町村も、給水拠点の確保や補助業務など、応急給水活動の円滑な実施に協力する体制となっております。更には、企業団災害用備蓄水管理要綱に基づき、本町と災害用備蓄水の保管等に関する覚書を交わしており、一定数の飲料水を常時確保し、災害時における応急給水活動等で住民に配布する体制を取っております。

以上のとおり、有事の際には、同企業団と本町が相互に連携協力し、住民生活の維持と安全を確保することを最優先に対応してまいります。

以上です。

○議長（村井浩二君） 中村議員。

○１番（中村直幸君） いろんなご答弁ありがとうございました。

水道運営は企業団が行っているとはいえ、住民の生命を守るために欠かせないものである以上、太子町として企業団との密接な連携し、安定した水道の供給に努めていただきたいと考えております。

ただ、先程申し上げたように、平成２８年、今から約１０年前にこの企業団に統合したということですがけれども、大阪府下４７市町村で、今現在加盟しているのが２２団体、約半分しかこの大きな企業団に入っておりません。これが１０年も経ってまだ半分しか

入っていないということに危機感を私は覚えているわけでございます。大きなことだけ言うけれども、実際進むことについては、まだ10年経って半分もいっていないと、こういうところに非常な危惧をしておるところでございます。

以上の点について再度伺いますけれども、ただ、今回も、企業団の水を利用している上においても、今回、下水道の値上げの案が出ております。これについても、企業団が約半分しかできてないという以上は、これからもっともっと大きな問題が出てくる可能性についてもお聞きしたいと思いますが、下水道料金の値上げについても、太子町は上水道と一緒にセットでの料金体制を収集されております。その点についてもお願いしたいと思いますが、今日は通告の中には企業団の云々についてはありませんので、答弁についてはよろしいですが、値上げについては危惧しているところでございます。

次に、農業従事者に対する渇水についてのことについてお伺いをいたします。気象変動の影響は、飲料水だけでなく、農業用水の不足として深刻な影をもたらしています。農業生産の安定と地域の水資源の持続利用のためには、地下水の共用や地下処理水の利用など、多様な水源の確保と効率よく運用していく必要があります。太子町の農業用水はため池が中心として利用されていますが、その水源についても限りはあると思います。

そこで、またお願いいたしますが、渇水時における農業用水確保のため、地域間や農家間での地下水の共有する仕組みやルール整備について、これまでの検討されたことや先進事例があるのでしょうか。

また、先日視察いたしました大阪府大井水みらいセンターでは、大量の下水処理水が放出されているところでございます。この下水の処理水については、渇水時に農業用水として活用するための技術的、衛生的基準や供給体制はどのようになっているのでしょうか、改めてお伺いします。

○議長（村井浩二君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（鳥取勝憲君） 大阪府水道企業団におきましては、統合市町村については、企業団においても大阪府一水道事業を目指してあるところであり、今後、情報等がございましたら随時ご報告させていただきます。

さて、農業用水としての井戸の活用ですが、本町内で農業用として井戸設備を整えている農地は現在のところ確認できておりません。井戸の共有については、大阪府において大規模な地震等の災害により水道の供給が停止した場合に、飲料水以外の生活用水として、近隣の被災者へ井戸水を提供いただける災害時協力井戸の登録制度があり、本町

でも10か所の井戸が登録されております。しかしこれは、災害時の生活用水のためのものであり、渇水時の農業用として使用することは難しいと考えます。

なお近隣の事例ですが、井戸水ではございませんが、松原市の三宅土地改良区において、ため池からパイプラインを各農地に敷設し、各農家が自由に取水できるシステムを導入しておられますが、本町では検討には至っておりません。

次に、渇水時における大阪府の水みらいセンターで処理された下水処理水の農業用水としての活用についてですが、処理場を管轄する大阪府に確認したところ、平成8年度より環境に優しい下水道事業を実施するため、水みらいセンターで処理した下水処理水を樹木へのかん水、道路への散水用水としてご希望される方への供給を行っております。その処理水の農業への利用についてですが、東部流域下水道事務所管内の渚水みらいセンターにおいて、処理水を活用し、平成13年度から米を育てております。大阪府では、この稲作に処理水を使用するにあたり、大阪府立環境農林水産総合研究所にて水質分析を行い、安全性を確認してから使用しておられます。このような利用事例もあるため、農業に利用すること自体は可能ですが、農業利用の観点での水質確認は行っていないため、処理水を事前に分析し、水質の安全性を確認してから使用していただくようお願いしているところとのことです。

なお、下水処理水の利用につきましては、府内12か所の水みらいセンターのQ水くんという処理水供給施設をご利用していただけますが、供給後の使用において発生した事象への対応は使用者の責任であり、また、処理水の輸送についても使用者で手配していただくとのことでございます。

以上でございます。

○議長（村井浩二君） 中村議員。

○1番（中村直幸君） ありがとうございます。

気候変動による渇水リスクは単に水不足の問題だけではありません。住民の暮らしや健康、地域産業の継続、そして将来を担う子どもたちが安心して学校生活を送るための環境に関わる重要な課題でございます。特に近年は猛暑が常態化し、学校現場においても熱中症対策や十分な水分補給が求められております。渇水が発生した場合にあっても、子どもたちが安心して学び、生活できる環境を維持することは行政の重要な責務であります。

また、農業従事者におかれましては、皆様にとっても水の確保は農業従事者継続に直

結する深刻な課題です。問題が発生してから対応するのではなく、平時から水資源の実態の把握を進め、生活用水、学校施設における水の確保、農業用水の安定供給について検討を進めていただきたいと思います。

住民の命と暮らし、生活、地域農業、そして子どもたちの将来を守るために、太子町として、広域水道企業団や関係機関と連携をしながら、気候変動時代に対応した持続可能な水資源対策を推進していただきますことを要望して、私の質問を終わります。

○議長（村井浩二君） これにて、中村議員の質問を終わります。

次に、6番目、岡野議員の質問を許します。

岡野議員。

〔3番 岡野秀子君 登壇〕

○3番（岡野秀子君） 議席番号3番、日本共産党、岡野秀子です。通告に基づきまして、誰もが利用しやすい公共交通の実現を求めて、一般質問を行います。

2025年10月1日より新しく改善された「たいしのってこバス」が走り出して8か月余り経ちました。循環バスを走らせる会や私たち議員にも様々な声、要望が届いています。利用者、地域住民の声、要望を紹介します。

まず乗り継ぎ券についてですが、乗り継ぎ券をなくし、1日乗車券にしてほしい、乗り継ぐバスが1時間以内に來ないので、畑・山田方面は間尺に合わない、使い勝手が悪いという声が届いているのですけれども、乗り継ぎ券の利用状況をお答えください。

次にコースについて、太子役場線商業施設前コースができてとても喜ばれていますが、更なる充実が求められています。せめて平日も午前午後2便を走らせてほしい、買い物をして帰りのバスがない、また、帰りのコースの検討をしてほしい、セブニーイレブンを左へ、北のほうね、太子四つ辻を右へ行ってもらいたいということです。

そして、総合福祉センター役場線については、帰りのコースで、寄りたい病院やサンプラザの前があるので降ろしてほしいという声が上がっています。

次、安心・安全なバス停設置を求める声では、フェンスにへばりつかないと立つ所もない。また、立つだけでも狭いのに更に足元には溝があって怖いと言われている危険なバス停をご存じですか。六枚橋東や春日、日の丸出荷所のバス停です。また、山田地域のあるバス停では、冬の夕暮れどきバス停で待っていたのに、暗くて見えなかったのか、バスが素通りしてしまって困ったそうです。

まず、バスを待つバス停が安全であること、そして、街灯、ベンチ、雨風よけ屋根の

設置が望まれています。利用者、地域住民の方々のこのような声、要望が町のほうへ届いていますか。届いた声をどのように反映していこうとされておられるのか、お聞かせください。また、「たいしのってこバス」に乗ってみよう、乗って出かけようと乗車する人、乗る機会を増やす工夫をされてはいかがでしょうか。近隣の市町村で取り組まれているものを参考に、太子町も住民に喜ばれ、乗ってみたいと思われるような町独自の取り組みとして、例えば、町の行事に臨時無料バスを出したり、過去にも出していたこともある、文化祭、住民検診、灯路祭り、投票所への送迎やイベント開催時などは無料にして乗ってもらう機会をつくってはいかがでしょうか。国交省もバス無料デーを推奨しています。ぜひ設けてください。

以上、答弁をお願いします。

○議長（村井浩二君） 地域活性化推進担当部長。

○地域活性化推進担当部長（堀内孝茂君） 誰もが利用しやすい公共交通の実現について、私のほうからご答弁申し上げます。

令和7年10月に行いました本町地域公共交通の路線見直しなどの改善から8か月が経過し、窓口に来られる住民の方からは利用しやすくなったとの声もいただいております、運行事業者からの聞き取りや地域公共交通会議などを通じて実態把握にも努めているところです。

更に、利便性向上の取り組みとして、本年2月から交通系ICカードに対応した簡易車載器を導入し、現金を事前に準備することなくご乗車いただける環境を整備させていただきました。5月末時点で、これまで現金で利用されていた方のうち約半数の方が交通系ICカードを利用されており、利便性向上に一定の効果があったものと認識しております。

次に、乗り継ぎ券の利用状況につきましては、5月末時点で、延べ62人の方にご利用いただいております、月平均では約8人となっています。乗り継ぎ券については、導入後まだ日が浅いことから、まずはより分かりやすい利用方法の周知や案内体制の工夫などに努めてまいります。

商業施設方面への増便や運行ルートの見直しについては、現在2台の車両で可能な限り効率的に運行していることもあり、これ以上の増便は難しいのが現状です。

また、「たいしのってこバス」を利用して総合福祉センターを利用される方については、利用登録を行っていただき、特別乗車証を発行しています。運用のルールとして、

最寄りのバス停から総合福祉センターの往復に限り運賃助成を行っております。そのため、それ以外の目的での特別乗車証の利用は、一般利用者との公平性の観点からお断りしているところです。

続いて、バス停の安全対策や改善などにつきましては、それぞれの地理的状況を踏まえつつ、個別に対応の可否を含めて順次検討してまいります。

地域公共交通は、通勤・通学や買い物など様々な目的で利用される方をはじめ、運転免許返納した高齢者にとっての重要な移動手段であり、その利用促進に取り組むことは重要であると考えています。ご提案のあったイベント時の無料乗車や各種キャンペーンについては、利用促進を図る手法の1つと認識しておりますが、導入の在り方につきましては、今後の検討課題として整理してまいります。

このため、本町といたしましては、まずは広報紙やホームページ、SNSによる情報発信の充実、イベントと連携したPRなど、実施可能な取り組みから進めるとともに、他の自治体の先行事例も参考にしながら、効果的な利用促進策について研究してまいります。今後につきましても、利便性の向上と持続可能な地域公共交通に取り組んでまいります。

○議長（村井浩二君） 岡野議員。

○3番（岡野秀子君） ありがとうございます。

次に、「たいしのってこバス」の充実に向け、まだまだたくさんの検討課題があります。バス停の改善など町独自でできることは、早期に実施をしてください。

また、「たいしのってこバス」のような大型のバスだけでなく、特に畑地域などは、「たいしのってこバス」を走らせるのには、道幅が狭く、運転主さんも苦勞されています。河南町のようなやまなみタクシー導入を考えられてはいかがでしょうか。

また、4市町村公共交通活性化協議会に提起することかもしれませんが、残業で遅くなったとき、古市駅からタクシーに乗ったり、上ノ太子駅回りで帰らなければならない人がおられます。また、喜志駅の金剛ふるさとバスの最終便を21時台にしてほしいということなんです。だから、古市から上ノ太子へ行ったり、タクシー乗って帰らなければならないと。

そして、日中なんですけれども、5分前にならないとバスのドアを開けてくれません。雨風が吹き、寒い冬は困っていますという声があることも紹介しておきます。

国や府に向けて要望することなど、住民のニーズに応える公共交通実現を要望します。

「たいしのってこバス」や金剛ふるさとバスは、金剛バスがなくなったことで、通勤通学での利用者の利便性が当初より求められることになりました。しかし、運転士不足が最大の原因で、バスの台数が限られている中、日中の高齢者のお出かけ支援が弱まったように思います。高齢化が進む中、バス停まで歩くことも不自由な方が増え、ドア・ツー・ドアの対策も必要です。藤井寺市では、市内を走る公共施設を結ぶ循環バスからデマンド型乗合タクシーの運行に変え、好評で、補正予算で増額したそうです。

既に太子町は、交通弱者、高齢者への外出支援サービスが実施されていますが、外出支援サービスについての住民さんの声が届いています。外出支援サービスを利用していますが、物価高騰が続く中、料金が高くなった、また、利用者が多くなったからか予約が取りにくくなったという声が上がっています。お聞きになりましたでしょうか。

また、介護タクシーへの補助は、公共交通計画策定時からの課題になったまま対策が取られていません。近隣市町村では様々なサービスが工夫されています。太子町では何かお考えでしょうか。

また、先程からも出ていますが、免許返納者へのサポート制度も、公共交通計画で当初からの検討課題の1つです。高齢になった父母が今も車に乗っていることが心配との声は福祉介護課に届くことも多いのではないですか。免許返納者へタクシーチケットを補助することなどを考えていただけないでしょうか。

以上、答弁をお願いします。

○議長（村井浩二君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（木村厚江君） 高齢者をはじめとする交通弱者の移動手段の確保につきましては、誰もが安心して外出できる環境づくりを進める上で重要な課題であると認識しております。

まず、移動に関する相談体制についてです。高齢者などが抱える移動の困り事や日常生活の中で支援ニーズにきめ細やかに対応するため、地域包括支援センターを中心として、相談支援を行っております。相談者一人ひとりの生活状況や身体状況を丁寧に把握し、利用可能な移動サービスや生活支援制度へ適切につなげることで外出の不安を軽減し、安心して地域で暮らし続けられるよう努めております。

次に、住民主体による移動支援活動への支援であります。本町では、地域の支え合い活動を一層推進するため、住民主体で生活支援や移動支援に取り組む団体を対象に公用車を無料で貸し出す制度を実施しております。この制度は、地域住民同士の助け合いに

よる移動支援活動を後押しするものであり、高齢者などの外出機会の確保に加え、地域コミュニティの活性化につなげることを目的とするものであります。この移動支援活動につきましては、利用者の方からご意見いただいていることも把握しております。今後の活動に向けて情報共有を図ってまいります。

更に、福祉センター利用者支援制度につきましても、より積極的な活用を図ってまいります。

移動に不安を抱える方々が気軽に外出し、社会参加の機会を得られるよう支援することで、閉じ籠もりの防止やフレイル予防、健康寿命の延伸につなげてまいりたいと考えております。今後も、地域包括支援センターをはじめとする関係機関や地域住民、支援団体との連携を図りながら、高齢者などが安心して外出でき、住み慣れた地域で生き生きと暮らし続けることができるまちづくりに取り組んでまいります。

○議長（村井浩二君） 岡野議員。

○3番（岡野秀子君） ありがとうございました。

本来は、太子町のまちづくりの土台となる公共交通ですから、地域整備課、高齢介護課を問わず、全庁を挙げて意見を集め、担当窓口になった地域整備課に集約することが求められると思います。

国交省は、バス路線の減便・廃止への国の支援について、バスに乗ってもらわないとどんどんなくなっていく。どうやって乗ってもらうか、公共交通会議などで討議していないと。そして、期間限定の無料の日などを推奨する。国の補助、地方交付税で対応する。周知・広報にも補助金を出している。車両購入、実証実験も予算化していると言っています。「たいしのってこバス」に乗ってみよう、乗って出かけようといより多くの住民が乗る機会を増やす工夫をしてください。

近隣市町村で調べたところでは、河内長野市では、バス無料デーを設け、毎月第1、第3土曜日実施しています。そして、1日の乗り放題モバイルチケット700円を500円にして1日中乗り放題です。また、タクシーお出かけチケット、65歳以上の市民に600円掛ける4枚のチケットを配布しています。去年に引き続き今年も配布しています。そして、免許返納者に6千円分、1回支給しています。大阪狭山市でも、富田林市でも免許返納者に公共交通を利用のための5千円分の券を発行したり、割引券、65歳以上タクシーの運賃10%の割り引いてもらう券を発行しています。

このような各市町村では住民がバスに乗って出かけやすいように様々な取り組みがさ

れています。公共交通の充実、住民の命と暮らしを守り、地域が活性化するまちづくりの土台となります。いつでもどこでも誰もが利用できる、安心・安全、安くて便利なバスが走り、多くの人がバスに乗って外出すれば、介護や医療にかかる人も少なくなります。若者が活気ある太子町の姿に未来に希望を持ち、定住化にもつながるのではないのでしょうか。どの世代の人も生き生きと暮らせる、町の土台づくりとなる公共交通の実現が前進することを願って、1問目を終わります。

引き続いてよろしいんです。

○議長（村井浩二君） すみません。ちょっと時間が、岡野議員の質問も2問目、ちょっとボリュームありますので、ここで暫時休憩とさせていただきます。再開は放送にてご案内いたします。

（午前 11 時 54 分 休憩）

（午後 0 時 58 分 再開）

○議長（村井浩二君） それでは、会議を再開いたします。

休憩前に引き続きまして、岡野議員の質問を許します。

岡野議員。

○3番（岡野秀子君） そしたら、引き続きまして、どの世代の住民も利用しやすい「太子の森」にを質問します。

太子の森の予約申込みが4月から突然紙からスマホ、パソコンだけの申込みになり、年齢の方たちは困惑され、太子の森の受付窓口は大変混乱していました。今回の施設利用の予約方法変更の進め方はあまりにも乱暴過ぎます。

4月の初めに、5月分の部屋の予約に行くと、5月からの予約はスマホでお願いしなさいと言われびっくりしました。何をどうすればいいのかさっぱり分からず、どうすればいいんですかと尋ねると、3階の教育委員会へ行ってくださいと言われました。そこには数人の登録申請の方がおられ、一人ひとりが中々終わりそうにありません。順番が回ってきたとき、時間がないのでとにかく打ち込んでくださいと無理を言ってお願いし、登録は済ませました。職員さんには大変ご迷惑をおかけしました。あまりにも突然のことで、前もってお知らせがあったのですかと聞くと、クラブの代表者には3月に2回説明しました。また、会議など部屋を単発的に借りる者には説明はしなかったとのことです。

各サークルの代表の方々からは、予約の仕方の変更で4月から5月は大変だった。サークル名と代表者の登録は教えてもらいながら何とかできたが、実際の予約に入っていく段階で、予約、抽せん、結果、落選、再予約、支払い、許可と何度ものやり取りをし、分からないときは窓口へ足を運び、本当に大変だったという声が出ています。

また、いきなり変更を言われ、やってみようと説明会にも行った。結局1人ではできず、窓口へ行った。予約はできたが、落選したので、また受付へ行った。何回も足を運ばねばならなかったなどの声が届いています。

あまりにも唐突な変更、利用者の方々への周知の仕方、利用者の方々のデジタルに対する戸惑いと不安、利用者さんの思いや不安を考えられたことがありますか。利用者さんに優しく、試行期間を設け、ゆっくり移行できなかったのでしょうか。なぜ予約方法を急いで変えたのか。混乱すると思いませんでしたか。答弁をお願いします。

○議長（村井浩二君） 教育次長。

○教育次長（田中信幸君） 4月から太子町立生涯学習センター「太子の森」において新しく公共施設予約システムを導入しており、議員ご指摘のとおり、導入当初は利用者登録や予約操作に戸惑われる方もおられ、ご不便をおかけしたことについておわび申し上げます。

公共施設予約のデジタル化につきましては、利用者の利便性向上を図るとともに、スマートフォンなどのデジタル機器に親しんでいただく機会とすること、また、予約受付業務の効率化による職員負担の軽減を図ることなどを目的として導入したものでございます。

システムの導入にあたりましては、広報紙やホームページなどを通して住民の皆様へ周知を行うとともに、広く一般の皆様を対象とした説明会を開催しました。特に生涯学習センターを日頃から利用されている団体の皆様につきましては、新システムを利用される機会が多いことから、円滑な利用開始につながるよう、個別に説明会開催の案内を行ったところでございます。

説明会では、予約方法の変更内容やスマートフォンによる操作方法について説明を行い、多くの方にご参加いただきました。このような周知や説明会の実施により、システム変更について一定のご理解はいただけたものと考えております。

しかしながら、実際の運用開始後には、利用者登録や予約操作に関するお問合せも寄せられており、デジタル機器の操作に不慣れな方にとっては、なお支援が必要な状況も

あると認識しております。

今後におきましても、窓口や電話での丁寧なサポートを継続するとともに、利用状況やご意見を踏まえながら、より利用しやすい予約システムとなるよう改善に努めてまいります。

○議長（村井浩二君） 岡野議員。

○3番（岡野秀子君） ありがとうございます。

でも、皆さん本当に困っておられるんです。困り切って、サークルに参加している方の中には、スマホを持っていないから責任者の役が回ってきたらやめんとあかんわという人もいます。窓口へ行かなくてもネットで予約できるメリットはありますが、予約方法の変更でサークル活動を諦めるというのはおかしい話ではないでしょうか。

また、予約状況を見ることができなくなりました。太子の森の入ったところの左にデジタルサイネージがついていないので、各部屋の利用状況、これから自分が参加する部屋が分かりません。これはどうなっているのでしょうか。答弁をお願いします。

太子の森は、様々な世代の人たちが利用活用されています。高齢の人たちもサークルに参加して、歌を歌ったり、体を動かしたり、おしゃべりし、体も健康で元気になり、お医者さんへ通うことも少なくなるでしょう。一体、予約申込みの方法は、近隣の市町村ではどうなっているのでしょうか。

そこで、お尋ねします。申請書とネットの併用はできないのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（村井浩二君） 教育次長。

○教育次長（田中信幸君） 近隣自治体において、インターネットと紙による予約を併用している施設があることは承知しております。

しかしながら、紙とシステムによる予約を併用した場合、それぞれの予約状況を管理するために職員による入力作業が必要となり、予約管理が複雑化することが想定されます。その結果、入力誤りや二重予約など、事務処理上のリスクが生じる可能性があります。

また、紙での予約とシステムでの予約では、受付のタイミングに差が生じることが考えられ、公平な予約受付を行う観点からも課題があると認識しております。

このようなことから、本町では、予約方法をシステムに統一することが望ましいと判断しております。

一方、デジタル機器の操作に不慣れな方やスマートフォンやパソコンをお持ちでない方への配慮が必要であることも十分認識しております。そのため、生涯学習センター窓口を利用者向けパソコンを設置するとともに、必要に応じて職員が操作方法を案内しながら予約手続きを支援するなど、丁寧な対応に努めております。

また、デジタルサイネージの活用につきましては、現在システムの課の互換性に関する課題がありまして、従来の手法では十分な活用が困難な状況となっております。一方で、予約状況の情報提供を行わないことは利用者サービスの低下につながることから、当面の対応といたしましては、受付窓口のあるエレベーターホール付近において、予約状況を、紙媒体ではありますが、掲示させていただきまして、利用者への情報提供に努めているところでございます。

また、予約方法に関するお問い合わせにつきましては、制度開始当初と比較して6月以降は減少傾向にあります。引き続き窓口や電話での丁寧なサポートを行っていることを周知するとともに、誰もが利用しやすい太子の森となるよう取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村井浩二君） 岡野議員。

○3番（岡野秀子君） ありがとうございます。

近隣の市町村を見渡したところとさっきお答えいただきましたけれども、その実態を聞いてくださったのでしょうか。機器と紙を併用することに対していろんな問題が生じているみたいですけれども、私が近隣の市町村に問い合わせましたところ、大阪狭山市とか河内長野市、富田林市などは全て予約の申込みは申請書とインターネットで併用で受け付けてくれますと。それで中でごちゃごちゃ何か起こっているようなことをおっしゃいませんでした。やっぱりこのような他市の実態を見て、利用者さんが混乱と不安に陥っている太子の森の予約申込みはぜひ申請書とインターネットのどちらからでもできるように至急実施していただきたいのです。よろしくお願いします。

私は、住民の声を議会に届けることが大切だと思っています。施設の予約変更についても、地域公共交通についても、住民の声を、要望を受け止めることが本当に大切で、また、皆さんにおいては住民の立場に立ち、住民に優しい周知徹底のやり方で進めていただくようお願いをして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（村井浩二君） これにて、岡野議員の質問を終わります。

次に、7番、西田議員の質問を許します。

西田議員。

〔４番 西田いく子君 登壇〕

○４番（西田いく子君） 議席番号４番、日本共産党、西田いく子です。通告に基づきまして、１問目、国保逃れを許すな、このことについて質問いたします。

高過ぎる国民健康保険料を引き下げてほしい、これが住民の皆さんの願いです。国民健康保険の加入者は約４割が年金生活者などの無職、約３割が非正規雇用で、それ以外の加入者もフリーランスや請負など、低所得者が多数を占めています。

また年金、医療、介護などの社会保障改悪による負担増が繰り返され、異常な物価高騰が続くもとで、高すぎる国民健康保険料が加入者の生活苦に拍車をかけています。それで留まることなく、さらに国は２０２６年度から児童手当の拡充や、こども誰でも通園制度などの施策の財源として、新たに子ども・子育て支援納付金を、国民健康保険や後期高齢者医療保険、協会けんぽ、健保組合、共済組合など、独身者や高齢者を含めた全世代の医療制度の保険料に上乗せして徴収します。だからといって、保険料を納めずにいるとお医者さんにかかることができなくなりますから、国民皆保険制度のもと、高い思いながらも、まじめに国民健康保険料を住民の皆さんは納めています。

私たち日本共産党は、国保加入世帯は、今申しましたように、所得が少ない世帯が多く、国保料を引き上げることに反対し、国や府がきちんと国保会計にお金を出すこと、太子町にはせめて、まずは基金を使って保険料軽減をすることを求めてきましたが、残念ながら私が議員になって２７年たちますけれど、この間一度も国民健康保険料値上げに対して反対した議員さんはいらっしゃいませんでした。太子町の維新議員を務めた方は、社会保障である国民健康保険制度であるにもかかわらず、共助を持ち込んで正当化しておられました。

このような中、維新議員の国保逃れが明らかになり、大問題になっています。２０２５年の１２月１０日、大阪府議会で、自民党の占部議員が、維新所属の地方議員が一般社団法人の理事に就くことで、国民健康保険料の支払いを逃れ、割安な社会保険に切替えていた疑惑があると、保険料を安くする手口が横行している状況を告発しました。この告発を受け、日本維新の会が２０２６年１月７日に所属議員８０７人にアンケートを実施し、８０３人が回答し、そのうち３６４人が国民健康保険に未加入であることが判明したと中間発表しました。全体の４５．３％に当たる約半数の議員が国保に加入していなかったということです。最終結果では、所属議員ら６人を除名処分にしたと発表もい

たしました。

また4月24日には、NHKの『かんさい熱視線』で、「追跡、国保逃れ、議員がなぜ」が放映されると知って、疑惑が追求されるのかと期待をしておりましたが、正直に国保逃れをしていたと数名の議員が実名で告白をしておられました。

そこでお尋ねします。太子町で議員と名のつくのは、ここにいる町議会議員10人と府議会議員1人しかいません。そのうち75歳以上の方は国保ではありません。私は1999年に議員になって以来、国民健康保険料を納めています。議員の肩書を持つ、太子町の住民であるこの議員さんは、全員、国民健康保険料を納めているのでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長（村井浩二君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（木村厚江君） ご質問にあります議員の方々の国民健康保険への加入状況や保険料の納付状況につきましては、個人情報に関わるため、本町としましては、回答は差し控えさせていただきます。

国民健康保険制度は、自営業の方や職域保険に加入されていない方々が加入する制度であり、被保険者資格の取得・喪失につきましては、国民健康保険法等の関係法令に基づき、個々の事実関係を確認した上で適正に事務処理を行っており、職業や立場によって特別な取扱いがあるものではございません。また、保険料の賦課・徴収につきましても、条例などに基づき適正に事務処理を行っているところでございます。

○議長（村井浩二君） 西田議員。

○4番（西田いく子君） ご存じだと思いますけれども、2026年3月18日に、厚労省は法人の役員である個人事業主等に係る被保険者資格の取扱いについて、ここで、使用実態のない被保険者資格の取得の届出は違法だと保険者に通達を出し、法人経営の参画を伴う経常的な労務提供があるのか、業務実態の有無と役員報酬が業務内容に見合った適正な額で支払われているか、報酬の対価性、この2点を基準に社会保険加入の適否を判断することを明確化しました。これによって、業務実態がアンケート回答や勉強会参加のみだったり、会費が報酬を上回ったりした場合などは実態がない、こう判断され、加入が否認されることになります。調査によって国保逃れが発覚した場合、資格喪失届の提出を求められ、社会保険の適用が取り消されます。過去最大2年分の国民健康保険料、国民年金保険料を支払う必要が生まれます。未納分に対して延滞金が課せられるかもしれません。資格喪失期間中に受けた医療給付の自己負担分以外の返還請求が発生す

る可能性があります。虚偽届出や不正行為が認められた場合、健康保険法、厚生年金保険法に基づく罰金や懲役の対象となること、あるかもしれないということです。

4月10日の衆議院厚生労働委員会で日本共産党の辰巳孝太郎議員が、応能負担が原則の保険で高額所得者が保険から出ていけば、残った人たちの保険料が引き上がる。社会保険制度そのものを揺るがす不正だ、こう迫ったところ、上野賢一郎厚労相は、制度に対する国民の納得感や公平性を損なう、こう答えてこられておられます。また辰巳氏が今回の問題を受けたからではなく、これまでも違法だったのかとただしたのに対し、厚労省の三好圭年金管理審議官は、以前から健康保険法に違反すると明確に答えています。さらに法人役員ではなく、法人従業員として雇用して社会保険に加入させる新たな国保逃れの手口があると告発。これも脱法的だ、放置は許されないと厳しい対応を求めました。

そこでお尋ねいたします。この通達をご存じでしょうか。太子町にも届いているのでしょうか。国会で厚労省が、今からではなく、以前から健康保険法に違反すると答弁しておられます。太子町として、この許されない国保逃れ問題についてどのようにお考えなのでしょうか。答弁をお願いいたします。

でも本当に、国民健康保険料は高過ぎます。窓口に高くて払えない住民の方が相談に来ているんじゃないでしょうか。それなのに、身を切る改革を掲げる維新の会が国保逃れをし、安い社会保険に加入していたというのです。大阪府民、私たちは、維新府政のもと、国民健康保険料が統一され、全国一高い国民健康保険料を払わされているわけです。市議会議員以上でしたら、本来最高限度額を払わなければならない被保険者だったでしょう。その大きな額の国保料が入らなかったわけです。

2023年度、府内各市町村単年度赤字は37自治体です。2024年度も26自治体が赤字です。統一化されても赤字の自治体が出てくるわけです。大阪府はその理由を市町村に帰責事由のない赤字だにごまかした上で、制度上生じうる課題だから仕方がないと言わんばかりに、府の間違いを正当化し、経年で標準化される仕組みとしています。本当にそれだけの問題なのでしょうか。43市町村間の医療費水準の格差が広がっている中で、統一保険料とすることに無理が生じているのではないのでしょうか。本来、赤字が出るのは、統一になったんですからおかしい話です。原因が分からなければ、太子町でも赤字になる可能性が今後生まれるということです。検証が必要と考えておられるようですけれども、太子町としても、いかがお考えでしょうか。

大阪府国保特別会計は黒字を積み上げており、財政安定化基金も増え続けています。赤字は仕方がないとするのではなく、基金を使って引き下げるべきです。物価高騰の中、住民の暮らしは本当に大変です。ぜひ国民健康保険料の引下げを求めていると思います。以上、答弁をお願いいたします。

○議長（村井浩二君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（木村厚江君） 厚生労働省の通知につきましては、全国健康保険協会などに対して通知されたものであり、市町村国民健康保険に対して発出されたものではございません。ご指摘の通知は、法人の役員である個人事業主などに係る被保険者資格の取扱いについて、初めて明確に整理されたものであり、全国健康保険協会などにおいて適正に対応されるものと考えております。

次に、保険料率の統一後の制度上生じうる課題や医療費水準の格差につきましては、被保険者や年齢構成、医療機関の立地など、地域特性によるところが大きいことから、必要に応じて大阪府と府内市町村が協議しながら改善に向けた検討を進めているところでございます。また、保険料につきましては、大阪府国民健康保険運営方針に基づき、大阪府が示す市町村標準保険料率を大阪府内統一としております。現在、運営方針の中間見直し作業が進められており、大阪府内市町村と協議しながら、保険料水準の在り方について検討が進められております。

いずれにいたしましても、本町としましては、国の動向や大阪府の検討状況を注視しつつ、被保険者の負担軽減につながるよう、大阪府と協議してまいります。

○議長（村井浩二君） 西田議員。

○4番（西田いく子君） 2025年11月20日の衆議院総務委員会で、基金を保険料引下げに使えるのか、これを質問したところ、地方自治法の規定に基づき、各市町村の条例に定める特定の目的のために活用するものなので、条例の目的の範囲内であれば、保険料の抑制に活用することも可能だと、但し、都道府県内の保険料水準を統一した場合における市町村の基金については、都道府県内で統一的取扱いで保険抑制に活用する、あるいは保険以外に活用するなど、都道府県と市町村が、よくご議論していただきたいと国会で答弁されています。府と協議して、府の基金がたくさん貯まっていますからね、この基金を使って、市町村の基金も使わせてくれたらいいんですよ。これを使ってこの高過ぎる国民健康保険料を引下げてほしい。これはね、ぜひ大阪府に強く求めていると思います。要望しておきます。

本当にね、今担当部長のほうからは、もう一つの２問目で質問いたしました、国保逃れ問題、これどうお考えですかとお聞きしたんですけれども、明確な答弁がなかったです。ちょっとやっぱり担当では答えられないと思いますので、最後にこの問題に対しては、維新公認で出ておられます田中町長にお尋ねいたします。

一つ目ね、国保料が高い、この認識はお持ちでしょうか。町会議員時代はそうおっしゃってたように思うんですが、その認識をお持ちか。二つ目、高くても決められた保険料、これは払うべきだ、こうお考えでしょうか。三つ目、国保逃れは国会で、以前から健康保険法に違反する、こうゆう答弁があります。あつてはならないこと、それが起こったとお考えでしょうか。四つ目、国保逃れ問題について、お話をお聞きになったことがあるのか、以上４点、お答えください。

○議長（村井浩二君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（木村厚江君） 町長に対するお尋ねの本件につきましては、特定の政党や議員個人に関する事柄であり、執行機関として評価や見解を申し上げる立場でございませんので、私のほうから一般論として、再度ご答弁申し上げます。

健康保険制度における被保険者資格の認定や社会保険の適用に関する判断につきましては、法令に基づき、健康保険組合などにおいて行われるものでございます。

一方で、国民健康保険制度は、加入者の負担能力に応じて保険料を負担いただき、相互扶助により制度を支える仕組みであり、公平公正な運営が重要であると認識しております。国においては、本年３月に社会保険の適用に関する通知を発出し、被保険者資格の取扱いについて考えを示しているところでございます。

ご指摘の事案につきましては、個別の適法性を本町が判断する立場にはございませんが、健康保険組合などにおいて適正に運営されるべきものと考えており、今後も国などの動向や制度運用を注視してまいります。

○議長（村井浩二君） 町長。

○町長（田中祐二君） 個別のことについてはね、なかなか答弁はできないということでございます。国保料のことについては、私前にも言った、安くはないというふうに思っているということは述べさしてもらったというふうに思っております。もちろん払う払わないのは、もう払うのは当たり前の話であって、そんなん議論する余地もないと思いますが、本当に個別のことについてはね、答弁はできないということをご理解頂きたいというふうに思っております。そんなことはあつてはならないというふうに思っております。

ます。

○議長（村井浩二君） 西田議員。

○４番（西田いく子君） ありがとうございます。

２問目いきます。２問目、突然の下水道料金値上げは撤回を、これを求めて質問いたします。

５月１３日の議員懇談会で、下水道使用料の見直しについてが議題に上がり、１から４の保険料値上げ案が示されました。初めて説明を受けましたから、これから値上げをする、しない、また、幾ら値上げするのか、１から４まで示されましたから、幾ら値上げをするのか、時間をかけて私たち議員に聞いて、時間をかけて考えていくのかのかなと思っていたら、６月提出予定の議案の中に、太子町下水道条例中改正の件があって、そこには既に、１から４まで私たちに示しておきながらですよ、４案の数字が書き込まれていることに本当に驚きました。この物価高で国民の暮らしが大変で、３月議会の補正予算で、物価高騰対応重点支援事業３千５４５万円のうち２千１１９万４千円も使って、水道基本料金、全住民に行き渡りますから、水道基本料金１０か月免除して、住民の暮らしを支援しようとしているときに、なぜ下水道料金を値上げするのか、全く意味が分かりませんでした。私は議論する時間を確保すべきだ、また、議会運営委員会にまだ上がってないんですからね、議会運営委員会に上がっていないんだから、９月議会でももっと時間をかけるべきだと思いますが、せめて９月議会でもいいんじゃないか、６月議会に上程するのは撤回、これを求めましたけれども、そのまま強行されて、この６月議会に議案が上がっているわけです。

なので、本当に議論してないので、いろいろ質問させていただきます。

まず、本当に提出の方法が乱暴な件、これについて質問いたします。本来、多くの自治体が参考にしていると聞きます、これ、ご存じや言ってはったんですけど、公益社団法人日本下水道協会、これも下水道に詳しい人に教えてもらって、これを見てやってるねんと言うから、公益社団法人日本下水道協会の使用料改定の流れを見ましたら、半年から１年かけて審議会を立ち上げて議論するのが一般的な、絶対せいとは言っていないんですけど、一般的な流れです。それを一般的なことを太子町は大体するんですけども、それを省こうというのですから、細かなことが今に至るまで全く伝わらないままここに来ております。全員協議会でも、常任委員会でも、本当に分からないことが多いので、私は時間をかけて質疑をいたしましたけれども、まだ正確な答えがいただけていません。

改めて、まず、なぜ住民にも議会にも詳しく説明しようともせず、問答無用で進めなければならなかったのか、そのことをお尋ねいたします。

1つ、公益社団法人日本下水道協会の一般的な流れに従わなかったのはなぜでしょうか。これがあることを知らなかったのでしょうか。議会にも住民にも聞く必要がないと思ったから、内部だけの検討で終わらせていいと思ったからなののでしょうか。来年4月値上げありきで議論する必要はないと考えたのでしょうか。

2つ目、国保でも介護でも、保険料を改定するに当たって、国保なら運営協議会があって、議員も加わって審議をして答えを出しています。介護も、この次10期ですけれども、この1年かけて10期の保険料が示されます。それだけ保険料や料金を値上げするときは、意見を聞くことが必要だ、こうなっているんじゃないんですか。確かに数か月前から、6月議会前に下水道料金を上げようと思っています。こう聞いていましたけれども、いつとも、幾ら上げるとも聞いてはいません。根回しすることはイコール説明だとお考えなののでしょうか。それで済む話なののでしょうか。議員懇談会が公益社団法人日本下水道協会の示す審議会などに当たるとお考えなののでしょうか。

4つ目、審議会を実施せず、議員懇談会で説明する前に既に議案として仕上げていたこの提出のやり方は、乱暴なことをしたあと心の中で後悔して思っていないのでしょうか。審議会立ち上げは義務ではないから、当局のさじ加減でどうでもなると考えたのでしょうか。

次に、数字の根拠が乱暴なことについてもお尋ねいたします。数字の根拠も乏しく、基準内繰入れと基準外繰入れの違いもあやふやで、数字を大きく見せることで、さも赤字が膨らんでいるかのような説明をするためのずさんな資料でも議会は分からないだろうから何とかなるだろうと考えたのでしょうか。それともずさんさに気づかなかったのでしょうか。

5つ目、議員懇談会で示された、下水道使用料改定理由1、トップに挙げられた主要因である基準外繰入れが今以上に膨らみ続け、財政悪化が増大することを示すため付けている表、繰入金であるなら、基準内繰入れも、基準外繰入れも膨らみ続けて財政悪化につながると考えているのでしょうか。ペーパーにしていますが、皆さん勉強会で資料をもらいましたので、その資料がありますけれども、傍聴の方にお渡しできないのが残念ですが、そういう資料はもらいました。このときに、全員協議会では、どちらも一般会計から繰入れている赤字だと説明してございましたけれども、常任委員会でこの議

論しますと、ようやく、基準内は交付税で賄えている。これは赤字に含めるのはおかしいということが明らかになりました。では、常任委員会までのこれまでの説明の仕方は、これは間違いと認めるべきだと思いますけれども、間違いなら間違いだと答弁をお願いいたします。

6つ目、経営が大変だ、赤字だと見せる数字が本当におかしいと思うんです。この議員懇談会で示した基準内繰入れ不足基準外繰入れという資料が間違っていないとおっしゃったら、今度、太子町下水道事業経営戦略、令和6年度の説明が間違っているということになるんじゃないですか。ここには、基準外繰入れの軽減、基準内は書いてないんです。基準外繰入れの軽減と書いてあります。基準内は軽減する対象じゃないということじゃないんですか。そりゃそうでしょう。そこは、基準内は交付税で賄って、それでおつりが出るぐらいですから、経営戦略9頁には、現状、使用料収入で賄い切れない不足分は、主に一般会計からの基準外繰入金で賄っており、厳しい経営状況となっていると書いていますが、ホームページに載っている住民に示しているこの経営戦略自体が間違った説明をしていたというのでしょうか。それとも、議員に対する説明が間違っていたのでしょうか。赤字を大きく見せるために故意に足したのか、それとも、基準内繰入れと基準外繰入れそのものの性質が分からなかったのでしょうか。理由を述べた上で訂正すべきではないのでしょうか。お願いいたします。

7番目、なぜ令和6年度と比べて令和16年度、この2つを比べるだけで、6年から16年、このときでは、今より2千6万円増加するから大変になる。この数字を出すんですか。介護保険で言うならば、3年間で幾ら必要だから、3年もこれからこれだけ要するというのを計算して、年々それを割っていくんです。年々赤字というならば、6年7年、8年、10年間で積み上げた赤字の数字を出して、年間どれぐらいずつ赤字が積み上がって、平均を出すべきではないのでしょうか。だから、令和6年度がこうで、令和16年度は2千600万円、この数字だけ比較する根拠が今も全く理解できていません。私の理解不足なのかもしれませんが、詳しく教えてください。赤字を示さなければ、令和16年のことだけを言っているわけではないでしょう。今回14.2%値上げしたら、年々、毎年毎年、値上げしたら来年よくなるのと違いますか。最初の年は人口減ってだんだんしんどくなるんだったら、今一番が、来年が10年後よりきっと人口多いと思うんですよ。最初の年は人口が多くて、料金が跳ね上がるのですから、使用料は潤沢になるんじゃないですか。段々人口減ってきたらまた経費回収率も下がるんじゃないんです

か。令和6年と16年度を比べられても、今回の14.2%の値上げが今後経営改善になるのか、どう経営改善なるのかがさっぱり分かりません。お願いします。分かるように説明してください。

8つ目、下水道使用料を14.2%改定したら、翌年から黒字にはなるということでしょうか。そうであるなら、経営戦略に書かれているように、令和5年度7千345万8千円と書いてあるんです。令和16年度0、こう書いてあるんです。こう示して、私たちに説明すべきではなかったでしょうか。

先ほど7番目の質問とも重なるかもしれませんが、今後どう改善できるのか。本当にごめんなさい、全く分からないんです。ただただ、使用料値上げの表が示されているだけです。10年間の推移を詳しく教えてください。これ本当にここで聞くこと違うんですけど、10年間の推移を詳しく教えてください。大体、下水道が事業の経営が苦しいか苦しくないか、経費回収率を見て判断することだと思うんですけども、それで判断してないのかな、いかがお考えでしょうか、教えてください。

財源の積算、使用料収入は減少傾向が続く、経営状態や将来の見通しを総合的に勘案し、5年ごとに見直し検討を行うこととするが、当初財政計画、収支計画においては、使用料改定しないことを前提としている、こう書いてある。

また、建設改良費の財源、国の交付金補助率50%を最大限活用し、企業債については、充当率100%、100%ですよ、基本とするとも書いている。老朽管がある、地震が来て災害が起これば、工事費がかかって、更に大変になるというような説明をしていましたけれども、工事費は、基本充当率100%だと書いているではありませんか。

また、3月議会の森田議員の質問に対し、雨水管も含め管径1メートル以上について目視点検を行いました。また、本町で最も管径の大きい下水道管については、令和2年度にカメラ調査を行い、双方とも問題ないことを確認しております。この答弁で、うちの下水道の管は安全ですと言っているじゃありませんか。この間の3月ですよ。このときは安全だと言いながら、今回説明するときには、危険だと、危険があるというのはいかなものかと思えますけれども、どうお考えでしょうか。

あらゆる数字をひっくるめて、16年度に2千600万円にもなる、この数字だけで納得させるために、危険をあおり、料金改定はやむなしと思わせるためではないのかと思っちゃうんです。それが違うというのだったら教えてください。

9番目、交付税算入された額は一般会計に繰り入れられて、下水道会計に繰り出すと

きは、一般会計からの繰入れとなっていますけれども、ちゃんと交付税が算入されているんですよ、ここに交付税が算入されているのに、この交付税は一体幾らですか。もうこれ何回も聞いていますけれども、今一度教えてください。幾らですか。

今後10年間経営が大変になるというならば、年を追って赤字の額を示すべきだと思うので、それも、ここで聞く話ではないんですけど、10年分教えてください。

水道使用料が、このままでいった場合、14.2%値上げした場合とどれだけ差があるのか。いやこれだけひどくなるから値上げせなあかんというのをやっぱり見せてくださいよ。10年間の数字を出してください。その際、どのような計算方法だったのか、計算式も併せてお願いします。交付税は基準内繰入れを上回っています。そう思うと、余りが出ているんじゃないかなと思うんですけれども、下水には基金がありませんから、いつも決算プラマイゼロですよ。この余りは基準外繰入れを補っているんじゃないんですか。

以上、1から9について答弁をお願いいたします。

○議長（村井浩二君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（鳥取勝憲君） まず、今回の下水道使用料改定案の提出に至った経緯及び手続きについてご説明させていただきます。

本町におきましては、令和2年度から地方公営企業法を適用し、下水道事業経営に取り組んでまいりました。同法の適用により独立採算制を基本とし、下水道事業会計内で収支の均衡を図ることが求められております。そのような中、令和7年3月に、将来にわたり安定的かつ持続的な事業経営を行っていくため、中長期的な経営の基本計画である下水道事業経営戦略を、本事業の会計処理のアドバイザーである会計事務所との協議を踏まえた上で、将来の収支見通し、人口減少の影響、施設更新需要などを整理した上で改定いたしました。その際、令和7年2月の全員協議会におきまして、議員の皆様にも、下水道使用料の改定に対する考え方などについてご説明させていただき、その後、住民の皆様にも公表させていただきました。

今回の使用料改定につきましては、この経営戦略に基づき、近年の物価高騰、下水道事業経営の安定化、事故防止のための老朽化対策など、迅速な対応が必要である状況と総合的に判断し、今議会に改定案を提出したものでございます。議員ご指摘の公益社団法人日本下水道協会が示す下水道使用料改定の一般的な流れは、全国の下水道事業体の事例を踏まえた参考例であり、法令等により義務づけられた手続きではございませんが、

とはいえ、議会や住民の意見を聞く必要がないと考えた上でのことではございません。

また、国民健康保険や介護保険における運営審議会との比較についてでございますが、これらは制度上、法令に基づく設置が位置づけられているものであり、下水道使用料改定の手続きとは、制度的な位置づけが異なります。

本町といたしましては、経営悪化が更に進行する前に対応することで、将来的な急激な使用料改定を回避し、住民負担の軽減につながるものと判断し、提案したものでございます。

次に、議員懇談会資料における繰入金及び2千600万円の考え方についてでございますが、まず整理いたしますと、一般会計からの繰入金には、総務省の繰り出し基準に基づく基準内繰入金とそれ以外の基準外繰入金がございます。本町が経営上の課題としているのは、使用料で賄うべき経費を基準外繰入金により補填している状況でございます。議員懇談会でお示しした一般会計繰入金収支計画表は、基準内、基準外を合わせた令和5年度決算から、経営戦略の最終年度である令和16年度までの見通しを整理したものでございます。繰入金は、年度により増減いたしますが、中長期的な増加の幅を示すことで、将来、一般会計が負担する全体像をご理解いただくための資料でございます。

また、繰入金は、実際の現金支出を伴う財源でもあり、その増加は、現金収入の不足が強まっていることを示す指標でございます。使用料改定を行わなければ、現金不足が継続する経営状況であることをご理解いただくためにお示ししたものでございます。

次に、経営戦略の記載内容と改定率についてでございますが、経営戦略では、建設改良費の財源として、国庫補助金と企業債を基本とすることを示しており、企業債と繰入金は全く異なる財源体系でございます。企業債は、維持管理費、人件費、企業債元利償還金といった経常的な現金支出には充当できず、使用料収入で賄えない部分は繰入金に依存する構造は変わりません。更に、国庫補助金の交付について、上下水道施設を効果的に維持管理、運営していくための新しい官民連携ウォーターPPPの導入が新たに要件に追加されたことにより、本町を含む導入していない市町村は、補助金が減額となり、反対に、企業債の借入れ額が増加する見通しでございます。企業債が増加するということは、元利償還金が将来の経常支出として確実に増加するため、むしろ繰入金への依存度は高まることとなります。ご質問の14.2%改定した場合の経常収支比率でございますが、経常収支比率は一般会計からの繰入金を含めた収益を基に算出しているため、今回の改定を行っても、繰入金の割合は減るものの、収支比率そのものは同水準となる

見込みでございます。

なお、最後に、繰入金と交付税算入の関係についてでございますが、確かに、基準内繰入金の一部は地方交付税措置の算定対象となっておりますが、交付税は一般会計に交付される一般財源であり、下水道会計に直接交付されるものではございません。

したがいまして、交付税措置があることで、下水道事業の経営課題が解消されるものではないと認識しております。

また、10年間の赤字額の推移や使用料改定を行った場合との具体的な差額についてでございますが、これは人口動態、汚水処理量、物価動向など、複数の前提条件に大きく左右されるため、確定的な数字をお示しすることは難しいと考えております。

ただし、経営戦略上の収支計画に当てはめた場合、改定の有無にかかわらず、計画期間中は、当年度純損失が継続する見込みでございます。

以上でございます。

○議長（村井浩二君） 西田議員。

○4番（西田いく子君） いろいろお聞きしましたが、やっぱりちょっとごまかしがあるように思うんです。私の理解不足だと言うのであったら、説明が足りなかったということになるんじゃないですか。ほかの方はもう皆知ってはと言うのだったら本当に申し訳ございませんけれども、いや本当に結局赤字の数字言ってくれないでしょう。どれが経常収支、回収率、経費回収率だったっけ、その数字も言ってくれないでしょう。ただしんどいしんどいと言うでしょう。そういうのも行政によって分からないと言うけど、せめて言うのだったら、基準外の中にそれ、使用料入っているんでしょう。基準外だけ見せてくれはったら、まだそれでも増えていくというのは分かるんですよ。増加するのは分かっているんだけど、どれだけ増加するのって。

また、この上げたところで100%なりませんよと言ってはったら、結局赤字幅が少なくなるだけ。

私ら日本共産党は、値上げ自体が、今この時期に値上げはと思っていますけれども、値上げに根拠があったら、そうだね、仕方ないねと思ってくれはる人もいてるやろうけれども、今そういうことも示してくれないじゃないですか。企業債借りたら返さなあかんと言いますが、返さなあかんがために、ここ下水は基金貯めることができるんですか。ならないでしょう。そういうことも考えて、本当に私が間違ってるんなら言ってください。本当に説明があまりにもずさんです。住民さん、本当もっと知りませんよ。

だから、審議会をする必要あるのと違いますかと言ってるんです。審議会がなくても、河内長野市もそういう審議会立ててないと言っていましたけれども、懇談会みたいなスケジュールを見ましたけれども、何回か、6回ぐらいでしたっけ、取ってお話ししていますよ。そういう値上げを喜ぶ議員も住民もいないかもしれませんけれども、やっぱりそういう丁寧な説明なくやるというのが本当にひどいと思うんです。

義務でないんだったら、審議会という名前じゃなくてもいいですよ。住民説明会でも開いてやってくれたらいいじゃないですか。パブリック・コメントを取って、何か返ってきましたか。0というのが大概違います。だから、本当に何で急いでこの6月に、いや分かりませんと私言っている。条例を決めなければならないのか。確固たる説明になっていないということは申し上げます。

9番、もう自分でも9番が何やったかはちょっと分からないようになってくるんですけど、9番で、交付税算入されたらどうなのと、今交付税の額、言ってくれましたっけ。後で言ってくださいね。大体数字で、金額で経営状態を測るか、そういうのもちょっとよく分からないんです。太子町がホームページで示した経営戦略をご覧になっていただけたらいいと思うんですけど、使用料の見直しに関する事項では、経費回収率、この適正化に向けて、5年ごとの経営戦略の検証、見直しに合わせて検討する。今後は将来人口が減少傾向にあるため、使用水量増に伴う使用量の増加は見込めない。また、経費縮減に努めることはもちろんのことであるが、使用料で賄うべき経費が賄えていない状況にある。この情勢を踏まえた上で、持続的かつ安定的な経営に向け、使用料の改定についても慎重に検討を進めていくと書かれています。

ちゃんと専門家に聞いたとおっしゃいましたが、専門家の方は、経費回収率の適正化をしていこうと言っているんです。やっぱりその数字を示して、この14.2%上げたら、経費回収率がこれだけ、100%なんて目指しませんけれども、これだけよくなるんですよというぐらい示してもらわなあかんと思いますよ。これ私は質問で言いますと言ったけど、その数字が出てこなかったのは何なんでしょうか。答えなくていいと思っではるんやろうか。それは持つてはるんやったら、書き留められませんけれども、教えてください。

この金額で、経費回収率を見て、令和6年度は81.9%、こう書いているんですけど、14.2%値上げすれば、すぐ直近やから、令和7年度100%になるんですか。河内長野市のほうがすごいね。124.1%にもなっています。令和6年度から10年

後の経費回収率の推移の年度ごとの試算を求めます。もし持っていらっしゃらないのであれば、全議員さん知りたいと思いますので、ぜひ教えてください。持っていたら今教えてくださいね。言ってはれへんから、合うてますか。9千100万って何回かもう会計の方にもお聞きしたと思うんですけど、9千100万円交付税が入っています。基準内繰入金の数値以上交付税が入っているということじゃないんですか。16年度には2千600万になると書いていますけれども、交付税を差し引いて、経営戦略どおり、基準外繰入れだけ、これだけ、この数値を信用して着目すれば、令和6年度6千187万6千円、令和16年度6千275万9千円。この数値から見たら、差額、ここだけしか見ないとおっしゃるから、88万3千円しか増えないことになります。これだけそう言うのだったら、差額88万3千円で経営が苦しくなる、こうおっしゃるんでしょうか。

単年度での比較が間違っている。だから、間違っていると思いませんか。10年分の基準外繰入れを足せば、1億2千62万1千円、10年で割れば年間1千206万2千円、こんだけしんどいんですと言うのやったら、まだああそうなのかと思うんですけども、そういう数値も示してくれない。経費回収率上げるには料金上げるのが手っ取り早いんでしょうけれども、手っ取り早さを、住民さんに負担を押しつけられても困ります。汚水処理原価が下がれば、経費回収率を上げることにともつながるんじゃないでしょうか。まだまだ経営努力が足りないのではないのでしょうか。それをおっしゃっていただいていませんからね。

改めて、お尋ねします。汚水処理原価はどんな計算式で出されているのでしょうか。

最後に、これは本当に不誠実だと思うから、ちょっとこれ言わせてもらいますけれども、この理由は本当にあんまりだと思うんです。改めて何とおっしゃったか、議事録に沿って、要旨をお伝えします、こうおっしゃいました。令和10年度、4月に控えている町長選挙との関係、先送りをした場合、10年の4月に町長選挙が控えている状況で、この直前にこの議案を上程すると、内容は政策的なものであるため、公共料金の見直しということで、真っ先に選挙の争点として挙げられます。それは皆さんご存じだと思います。ただそれが、正論な議論なく、賛成・反対が言うたら問われることになってしまうので、肝心の論点が置き去りになってしまいます。我々事務方としても、できるだけ町長の考えが固まる、すなわち次期町長の確定後に上程するというふうになります。これを理由に料金を値上げするのに、審議会を開きません。住民の声を聞きません。議会にも聞きません。出すのは急ぎます。これはひどい話だと思うんです。この答弁は誤解を

招く答弁と思うんですよ。令和10年度に4月に控えている町長選挙の関係。せめてこれを言ったこと、この6月に出すことを撤回してほしかったんですけども、せめてこういったこと、こういった答弁したことは撤回してください。

以上、答弁をお願いいたします。

○議長（村井浩二君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（鳥取勝憲君） まず、経費回収率についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、経営戦略においては、経費回収率の適正化を経営目標の1つとして掲げております。経費回収率は、汚水処理に要した費用をどの程度使用料収入で回収できているかを示す指標であり、下水道事業の経営状況を把握する上で重要な指標でございます。重要な指標ではありますが、経費回収率のみで下水道事業の経営状況を判断できるものではございません。経常収支比率、資金残高、企業債残高、一般会計繰入金の状況など、複数の指標を総合的に勘案する必要があります。そのため、今回の使用料改定の検討におきましても、経費回収率のみを根拠として判断したものではございません。

次に、14.2%改定した場合に、経費回収率が100%になるのかとのご質問でございますが、経費回収率は、使用料収入を汚水処理費で除することにより算出される指標であり、使用料収入だけでなく、維持管理費や大阪府による下水処理費用に要する流域下水道負担金など、汚水処理費の変動に伴って変化いたしますので、一概に正解の数字を出すのは難しいですが、経営戦略上の収支計画に当てはめた場合、令和9年度の経費回収率は98%と見込んでおります。

しかしながら、将来人口減少による有収水量の減少が見込まれることに加え、今後の流域下水道負担金につきましても、大阪府を事務局とする大和川下流流域下水道協議会において、経営戦略策定時よりも数千万単位で増加していくという説明を受けており、そういったことから、経費回収率を長期的に維持することは難しく、各年度の状況によって変動するものであることから、現時点で将来10年間の各年度ごとの数字を確定的にお示しすることは困難でございます。

次に、交付税措置と基準外繰入金についてでございますが、議員ご指摘のとおり、令和6年度と令和16年度の基準外繰入金は、90万円弱の増加にとどまっております。今回お示した資料は、現時点の繰入金そのものが既に極めて高い状態にあり、一般会計への依存度が大きく、下水道事業の持続に関わる状況にあることをお示ししてござい

す。

また、交付税措置額と基準外繰入金は制度上異なるものであり、単純に差し引くことで経営状況を強化することはできないと認識しております。

本町が課題としておりますのは、使用料で賄うべき経費を一般会計からの繰入金に依存しているという状況であり、その改善に向けた取り組みが必要であるという点を重要視しております。

次に、単年度比較が誤っているのではないかとのご指摘についてでございますが、経営分析においては、単年度比較、経年推移分析、累積分析のいずれにも意義があり、今回の資料は、基準年度と将来年度を比較することで、将来的な収支状況の変化を分かりやすくお示しすることを目的として作成したものでございます。したがって、累積額の考え方を否定するものではなく、資料作成の目的が異なるものとなっております。

次に、汚水処理原価についてでございますが、汚水処理原価は有収水量1立方メートル当たりの汚水処理費を示す指標であり、汚水処理費を年間有収水量で除することで算出いたします。議員ご指摘のとおり、汚水処理原価が低減すれば、当然経費回収率の向上につながります。本町におきましても、業務の効率化、企業債元利償還金の平準化などに取り組んでおります。

しかしながら、人口減少による有収水量の減少が見込まれる中では、経費削減のみで課題を解決することは難しく、経営戦略においても、使用料改定の検討が必要であると整理しているところでございます。

続いて、町長選挙との関係を言及した件でございますが、本件については、何度も何度もご説明させていただいてきたところでございますが、本条例改正は、住民生活に直結する重要な政策事項であることから、一般論として、直近に町政に影響の大きい町議会や首長の選挙が控えている場合には、選挙結果を踏まえ、調整の方向が定まった後に議案を提出するのが通例と承知しております。提出時期を遅らせますと、昨今の物価上昇の進行により、必要な見直し幅が現在より一層拡大するおそれがあることに加え、他のライフラインの料金改定との時期も重なり、住民負担が一時的に集中する懸念もございます。こうした事情を総合的に勘案し、今般、本議案を提出したものでございます。

最後に、今回の使用料改定につきまして、検討の経過や議案の提出に至るまでの説明の在り方について、ご意見やご指摘をいただいておりますが、本町といたしましては、将来にわたり持続可能な下水道事業を維持するため、必要な時期における必要な改定で

あると認識しております。

一方で、検討が進められている過程や判断に至る経緯についてももう少し早い段階から情報共有があつてしかるべきではなかったのかというご意見については、当然認識もしておりますが、現在の下水道事業の状況を鑑み、住民負担を少しでも軽減するよう検討を重ねた上でのものでございます。今後につきましても、議会との情報共有に努めながら、適切な事業運営を進めてまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（村井浩二君） 西田議員。時間が迫っていますので、よろしくお願いします。

○4番（西田いく子君） 下水道法ではちゃんと一般会計から繰り出しを認めているんです。これは公共的な仕事です。本当に、町長、今の答弁を聞いてても本当に分からなくて、単純じゃないからいろいろな指標を出してほしいし、重要やからこそ、もっとちゃんと説明してほしいと私は言っているわけです。住民さんこれ幾らですよと金額だけ示されて、これで分かれということこれからしようとしているんですけれども、それでいいんですか。その理由が、何ぼごまかしたって、町長選を理由にしていますよ。町長を盾にしていますよ。このことについて、町長の答弁を求めます。

○議長（村井浩二君） 副町長。

○副町長（森下滋夫君） 本件に関する議員懇談会につきましては、私が出席しておりますので、私のほうから答弁を申し上げます。

下水道は、住民生活を支える重要な社会基盤であり、将来にわたり安定的に事業を継続していくことは行政の重要な責務であると考えております。今回の下水道使用料改定につきましては、人口減少や使用料収入の減少が見込まれる一方で、施設の維持管理や更新に必要な経費は今後も継続して必要となることから、将来にわたり事業運営を行うため提案したものでございます。

物価高騰が続く中での改定であり、住民の皆様にはご負担をお願いすることになりますが、今後におきましても、住民負担への配慮と、事業の持続可能性との均衡を図りながら、適切な事業運営に努めてまいりますので、本条例改正にご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村井浩二君） 時間となりましたので、これにて、西田議員の質問を終わります。

次に、8番目、辻本議員の発言を許します。

辻本議員。

〔４番 辻本博之君 登壇〕

○５番（辻本博之君） 議席番号５番、公明党、辻本博之です。通告により一般質問をさせていただきます。理事者におかれましては、適切なご答弁をよろしくお願いいたします。

まず初めに、近隣の市町村における自転車の走行ルールについて質問をさせていただきます。２０２６年４月１日から自転車にも交通反則通告制度が適用されました。この制度は、自転車の交通ルールの厳守を図り、違反者に対する実効性のある責任追及を可能にすることを目的としています。青切符制度の導入により、違反者に前科がつくことをなくしつつ、違反者への実効性のある責任追及ができるようになります。この青切符の制度は、１９６０年代頃から自転車が急増し、交通違反や事故が増えたことを背景に、走行ルールの意識を高める狙いがあります。２０２６年５月時点では、１６歳以上の自転車利用者が対象で、主な反則金は３千円から１万２千円です。警察官が自転車の違反を是正する指導警告は４月中に全国で１３万５千８５５件に上り、前年同期から３割増加しました。

また、傘差し運転や無灯火、車道の右側通行など、すぐに違反と分かりやすい反則行為がありますが、違反の対象になるかどうか分かりにくいケースとして、まず、自転車走行中のイヤホン使用があります。これは違反をしているかどうかではなく、安全運転に必要な周囲の音や声が聞こえているのかがポイントとなり、片耳だけでも背後から接近する自動車の音に気づかなかったり、警察官の停止指示にすぐに反応できなければ違反と判断されます。周囲の音が聞こえず、救急車や消防車などのサイレンや車のクラクションに気づかなかれば違反となります。

また、歩道走行中のベル、警音器使用もあります。自転車が歩道を通行できるのは、自転車通行可の標識がある場合や車道が危険な場所などに限られます。歩行者に危険回避以外でどいてと知らせる目的で流すのは違反にあたります。

多くの自転車が、利用者がまだルールについて曖昧な部分もあるため、今後ルールの周知にも自治体が力を入れるべきだと考えます。まだ始まったばかりの青切符制度の全国的な状況、また、大阪府太子町ではどのような現状でしょうか。お答えください。

○議長（村井浩二君） 政策総務部長。

○政策総務部長（東條信也君） 私のほうからご答弁申し上げます。

自転車利用者の交通ルール遵守を一層促進し、安全な環境を確保するため、令和8年4月1日から道路交通法の一部が改正され、従来のいわゆる赤切符に加え、16歳以上の者による自転車の交通違反に対して、交通反則通告制度、いわゆる青切符が導入され、反則金が科されることとなりました。議員ご指摘のとおり、イヤホンの使用につきましては、イヤホンを着用しているか否かではなく、周囲の音が聞こえない大音量の使用や警察官の呼びかけに直ちに反応できない場合などは取締りの対象となるものと認識してございます。

また、歩道走行中のベル、警音器の使用につきましては、道路交通法第54条において、警音器を鳴らすことが義務づけられている場合を除き、使用してはならないこととされてございます。ただし、衝突などの危険を回避するため、やむを得ず必要な場合には例外的に認められるものと認識しております。

次に、4月1日から導入1か月間の運用における青切符の交付件数は、全国で2千147件と発表されており、種別としましては、一時不停止が846件で40%、ながら運転の携帯電話使用が713件で33%、信号無視が298件で14%となっております。

また、大阪府では267件の青切符が交付され、信号無視が109件と最も多く、次いでながらスマホの96件、一時不停止の47件となっております。

また、取締りに至らない指導警告票の交付は全国で、先ほど議員からもありましたように13万5千855件、うち、大阪府では6万319件と発表され、全国の指導警告票交付数の約半分近くが大阪府で記録されてございます。

なお、富田林警察署管内においては、指導警告票の交付はあったものの、悪質、危険な違反行為となる青切符の交付は0件と聞いてございます。

このことから、青切符制度の導入に伴い、警察による取締りや啓発活動が進められており、自転車利用者の交通ルールに対する意識向上や交通事故防止への効果が期待されているところでございます。更に、全国規模で交通安全の確保に向けた取り組みが進められている状況でございます。

今後も、啓発活動として広く住民の皆様に周知できるよう、広報媒体やSNSなどを活用して積極的な情報発信を行うとともに、学校教育や地域イベント、交通安全講習会などにおきましても周知することに加え、一人ひとりが交通安全に関する意識を高めていただくために、大阪府や警察と連携し、啓発活動に努めてまいります。

以上です。

○議長（村井浩二君） 辻本議員。

○5番（辻本博之君） ご答弁ありがとうございました。

この4月1日からは、自転車は基本、車道を通行する。また、左側通行と決まっていますが、本町では狭い町道も多く、歩道と車道の区別が分かりにくい箇所も多々あります。自転車のルールを守ろうと思っても、走行に不便な道路であれば、守ろうとする意識も薄れてしまうのではないのでしょうか。これまで、行政には、六枚橋太子線、叡福寺東交差点から太井川J A付近までの間など、予算をつけていただきながら少しずつイメージハンプ、立体道路標示を表示していただいております。しかしながら、この道路は交通量も多く、イメージハンプやグリーンベルトの劣化が進んでいます。せめて学校の通学路に当たる主要道路だけでも早急な対応を取っていただきたいと思います。

最後に要望として、歩行者、自転車、自動車が安心・安全に通行できるまちづくりを目指すため、通学路以外の町道全般、また、府道柏原駒ヶ谷線、歩道等の整備が急務であることを強く訴え、この質問を終わります。

次に、地球温暖化による子どもたちへの熱中症対策について質問をします。

まず、熱中症とは、高温多湿な環境に長時間いることで、体温調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱が籠もった状態を指します。屋外だけでなく、室内でも発症し、緊急搬送される場合や、重度になると生命に関わることもあるため、軽症の段階で早めに異常に気づき、応急処置をすることが重要です。

熱中症による緊急搬送は、近年、5月頃から発症しており、昨今の猛暑の影響で年々増加傾向にあります。太陽が昇るにつれ、気温も上昇します。特に、お昼過ぎ、2時から3時あたりは非常に暑くなります。その時間帯はちょうど子どもたちの下校時刻にあたります。長くて2キロメートルの距離を下校する子どもたちもいます。子どもは全身に占める水分の割合が大人よりも高いため、外気温の影響を受けやすくなっています。気温が体表温度より高くなると熱を逃がすことができず、反対に周りの熱を吸収してしまうおそれもあります。気温が皮膚温よりも高い場合や、地面からの照り返しなど、輻射熱が多い場所、例えば夏の炎天下などでは周囲の環境の影響を受けて熱しやすい子どもの深部体温は大人よりも大きく上昇し、熱中症リスクが高くなります。

また、身長が低い子どもは、地表面からの熱の影響を受けやすく、大人よりも高温の環境下にさらされています。大人が暑いと感じているとき、子どもは、更に高温の環境

下にいることになります。例えば、大人の顔の高さで32度のとき、子どもの顔の高さでは35度程度の感覚です。本年は5月中旬で30度を超える勢いです。これから本格的に夏を迎えますが、子どもたちに対する熱中症予防対策はないのでしょうか。

2年半前にも同じような質問をさせていただきました。そのときは、ランドセル背当てパッドの配布やクールネックリングなどの提案をさせていただきました。教室や今後体育館エアコンを導入するなど、校内の暑さは対策は進んでいるようですが、登下校時の暑さ対策は、これまで同様、各個人に任されています。年々酷暑となる中、町として、学校、児童への対策が今こそ必要ではないでしょうか。現在、子どもの登下校中の暑さ対策として進行中の取り組みや今後予定されている施策はありますでしょうか。お答えください。

○議長（村井浩二君） 教育次長。

○教育次長（田中信幸君） 近年の気象状況により、登下校時、特に朝夕であっても、気温、地面からの輻射熱が高い日に熱中症リスクが存在することは、教育委員会としても認識しております。

各学校園では、大阪府の指針に沿い、登下校を含む日常の場面では、水筒の携行と登下校中も含めた小まめな水分補給の指導や、帽子着用や日陰の活用、無理のない歩行の指導、屋外活動においては、暑さ指数や熱中症警戒アラートなどの情報を参考に、屋外活動の中止や延期の判断を行うなど、基本的な予防策の徹底を継続しているところでございます。

議員ご質問の登下校時の熱中症対策につきましては、令和5年9月議会で答弁申し上げましたとおり、学校園だけでは取り組みを進められるものではなく、ご家庭にご協力をいただき、水分補給や日傘、首を冷やすためのクールリングなどを使用することで、暑さ対策を行っております。

また、登校時に上がった体温を下げるため、校内ミストを設置したり、教室のエアコンを稼働しておき、登校後すぐに体を冷やすことができるようにするなど、引き続き、環境整備を行うことで、子どもたちの健康保持に努めてまいります。

また、議員ご指摘のランドセル背当てパッドの配布につきましては、実施市町村の状況や効果を検証しつつ、調査研究してまいります。

今年の夏も猛暑が予想されるため、気象情報を注視しながら、子どもたちの安全確保に努めてまいります。

○議長（村井浩二君） 辻本議員。

○5番（辻本博之君） ご答弁ありがとうございました。

登校時の熱中症対策として、児童は、日傘や首元を冷やす冷却タオル、また、ネックリング等を自宅で冷やし、身につけて登校をしています。しかし、学校には、冷凍庫や冷蔵設備がないため、再冷却ができず、一番暑くなる時間帯の下校時に使用することができません。

最後に、町として、子どもたちに、熱中症対策予防として、下校時にも冷えた冷却グッズを使用できるよう、学校に冷凍庫など設備の設置、また、ランドセル用冷却パッドの配布を強く求め、私の質問を終わります。

○議長（村井浩二君） これにて、辻本議員の質問を終わります。

以上をもちまして、日程第1、一般質問を終わります。

本日の日程はこれで終了いたしました。

なお、最終本会議は19日に再開させていただきます。再開通知は省略とさせていただきますが、ご出席のほど、よろしくお願いいたします。

これにて散会いたします。本日はご苦労さまでございました。

（午後 2時28分 散会）

【 第 3 日 】

令和8年 第2回太子町議会定例会会議録

令和8年6月19日（金） 午前 9時30分開会

◎出席議員（10名）

1番	中村直幸君	6番	松井謙昌君
2番	斧田秀明君	7番	森田忠彦君
3番	岡野秀子君	8番	早瀬和信君
4番	西田いく子君	9番	濱地知英君
5番	辻本博之君	10番	村井浩二君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町長	田中祐二君	税務課長	上野賀子君
副町長	森下滋夫君	住民人権課長	小南紀子君
教育長	中道雅夫君	地域整備課長	木下明紀君
政策総務部長	東條信也君	観光産業課長	谷内優太君
まちづくり推進部長	鳥取勝憲君	環境農林課長	川久保みのり君
健康福祉部長	木村厚江君	子育て支援課長	田村尚子君
地域活性化推進 担当部長	堀内孝茂君	福祉介護課長	胡麻千代君
教育次長	田中信幸君	いきいき健康課長	辻野剛宏君
秘書政策課長	小南考弘君	保険医療課長	川村和美君
企画担当課長	小濱健一君	教育総務課長 兼学校給食C所長	武部勝浩君
総務財政課長	岡本啓子君	学務指導担当課長	光野公翁君
会計管理者 兼会計課長	上野賀子君	生涯学習課長	辻中一嘉君
自治防災課長	小路展裕君		

◎議会事務局

事務局長	辻本知也	書記	山本夕芽
------	------	----	------

◎議事日程第3号

- 日程第1 議案第24号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第2 議案第25号 太子町一般職の任期付職員の採用に関する条例制定の件（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第3 議案第26号 太子町行政手続条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第4 議案第27号 太子町印鑑条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第5 議案第28号 太子町職員定数条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第6 議案第29号 太子町職員の旅費に関する条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第7 議案第30号 太子町税条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第8 議案第31号 太子町介護保険条例中改正の件（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第9 議案第32号 太子町下水道条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第10 議案第33号 令和8年度太子町一般会計補正予算（第2号）（予算常任委員長報告）
- 日程第11 議案第35号 太子町立小中学校体育館空調設置工事請負契約締結の件（町長提出議案）
- 日程第12 議員提出議案第1号 アレルギー対策に関する要望書（議員提出議案）
- 日程第13 閉会中の継続審査の申し出について

(開会 午前 9時30分)

○議長(村井浩二君) 皆さん、おはようございます。

本日、第2回定例会の最終日を迎えたわけでございますが、各常任委員会におかれましては、精力的にご審議いただき、厚くお礼申し上げます。

本日は全員出席していただいておりますので、本会は成立いたしました。よって、これより会議を再開いたします。

直ちに会議に入ります。

本日の議事日程は、配布しておりますとおりでございます。

○議長(村井浩二君) 日程第1、議案第24号から日程第10、議案第33号まで、以上10件を一括議題といたします。

各議案は、去る5月29日の本会議において、各常任委員会に審査を付託しておりますので、その結果について順次報告を願うことといたします。

まず、総務まちづくり常任委員長の報告を求めます。

辻本議員。

[総務まちづくり常任委員長 辻本博之君 登壇]

○総務まちづくり常任委員長(辻本博之君) おはようございます。総務まちづくり常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告します。

議案第24号、大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議については、審議において、大阪広域水道企業団への統合予定団体の有無及び大阪広域水道企業団議会議員定数見直しの状況について質疑があり、現在、具体的に統合協議を行っている団体はなく、議員定数については、大阪広域水道企業団議会及び全統合市町村による首長会議において議論されているとのことでした。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第25号、太子町一般職の任期付職員の採用に関する条例制定の件については、審議において、任期付職員としてどのような人材を想定しているのか質疑があり、DXなどの専門的な知識や経験を有する人材を一定期間採用することを想定しているとのことでした。その他、任期付職員の昇給や雇用期間について質疑がありました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第２６号、太子町行政手続条例中改正の件については、審議において、条例改正後の公示送達の方法について質疑があり、改正後は町ホームページでの掲載及び庁舎掲示板での掲示を併用するとのことでした。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第２７号、太子町印鑑条例中改正の件については、審議において、外国籍の住民に係るマイナンバーカードと在留カードの一体化について、マイナンバーカード取得の任意性や一体化のメリットについて質疑があり、外国籍の方もマイナンバーカード取得は任意であり、一体化により利便性の向上が図られるとのことでした。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第２８号、太子町職員定数条例中改正の件については、審議において、昨年度における同条例の改正内容と今回の改正内容の違いについて質疑があり、昨年度の改正では、定数上限は変更せず、内訳を見直したもので、今回の改正は、定年延長等を踏まえた将来的な人員配置を見据えた見直しによる改正であるとのことでした。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第２９号、太子町職員の旅費に関する条例中改正の件については、審議において、宿泊費を規則で定める理由について質疑があり、国の基準が頻繁に見直されることから、随時適用できるよう規則に委任するとのことでした。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第３０号、太子町税条例中改正の件については、審議において、公的年金受給者の扶養親族申告書を提出することによる効果について質疑があり、申告書を提出することで、住民税の控除を受けることができるため、納税者にとっては税額の軽減につながると考えているとのことでした。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第３２号、太子町下水道条例中改正の件については、審議において、下水道使用料の改定をなぜこの時期に行うのか。広域社団法人日本下水道協会のマニュアルに沿わず改定を行う理由について質疑があり、審議会を立ち上げて料金改定を行う場合、着手から改定まで約３年かかるといったことや、審議会の設置は法律上義務づけられているものではないので、物価高騰や施設の老朽化による経営状況の悪化状態を長引かせないために、この時期での改定が必要であるとのことでした。その他、経営戦略との整合性や、一般会計からの繰入金、料金改定後の経費回収率の見直しのほか、住民への周知等

について質疑がありました。

討論においては、反対賛成それぞれの討論があり、採決の結果、賛成多数により可決することに決しました。

以上でございます。

○議長（村井浩二君） ただいま、総務まちづくり常任委員長からの報告がございました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

斧田議員。

〔福祉文教常任委員長 斧田秀明君 登壇〕

○福祉文教常任委員長（斧田秀明君） 福祉文教常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告します。

議案第31号、太子町介護保険条例中改正の件は、審議において発出する公示送達の内容について質疑があり、介護保険料の滞納等に係る保険料の通知等で、送付先が不明な場合や海外在住者への送達が困難な場合に、役場の掲示場に掲示することで法律上送達したものとみなすとのことでした。その他、過去の公示送達の事例について質疑がありました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

以上でございます。

○議長（村井浩二君） ただいま、福祉文教常任委員長から報告がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、予算常任委員長の報告を求めます。

中村議員。

〔予算常任委員長 中村直幸君 登壇〕

○予算常任委員長（中村直幸君） 予算常任委員会に付託されました議案について、審査

の結果を報告いたします。

議案第 33 号、令和 8 年度太子町一般会計補正予算（第 2 号）については、審議において、都市公園遊具更新工事請負費に関し、遊具を設置する公園の選定理由について質疑があり、公園遊具更新計画に基づき、遊具の経過年数や小学校区間のバランスを考慮し選定しているとのことでした。また、設置する遊具の種類についても質疑があり、プロポーザル方式により決定するとのことでした。

次に、一般コミュニティ助成金に関するだんじりの修繕内容について質疑があり、だんじりのコマの修繕や音響機器、ポータブル電源の購入等を予定しているとのことでした。更に、コミュニティ助成金はだんじりの修繕に限られるのかとの質疑があり、だんじりの修繕に限らず、コミュニティ活動において活用できるものであるとのことでした。

次に、木造住宅除却補助金に関して、補助金の利用実績について質疑があり、令和 6 年度は 3 件、令和 7 年度は 7 件、今年度は 4 件を予定しているとのことでした。

次に、消防団員の準中型自動車免許取得支援金に関して、事業内容について質疑があり、消防団員における準中型自動車、また、マニュアル車の消防車両の運転ができる者が減少することが見込まれるため、準中型免許等の取得費用を補助するものであるとのことでした。また、対象者数についても質疑があり、対象は 11 名とのことでした。

そのほか、太子町・河南町・千早赤阪村で実施する企画展示事業の内容等について質疑がありました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

以上でございます。

○議長（村井浩二君） ただいま、予算常任委員長から報告がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、質疑を終わります。

それでは、議案第 24 号について討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第 24 号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第２４号、大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪水道企業団規約の変更に関する協議については、原案どおり可決されました。

次に、議案第２５号について討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第２５号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第２５号、太子町一般職の任期付職員の採用に関する条例制定の件は、原案どおり可決されました。

次に、議案第２６号について討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第２６号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第２６号、太子町行政手続条例中改正の件は、原案どおり可決されました。

次に、議案第２７号について討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第２７号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第２７号、太子町印鑑条例中改正の件は、原案どおり可決されました。

次に、議案第２８号について討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第２８号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第２８号、太子町職員定数条例中改正の件は、原案どおり可決されました。

次に、議案第２９号について討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第２９号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第２９号、太子町職員の旅費に関する条例中改正の件は、原案どおり可決されました。

次に、議案第３０号について討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第３０号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第３０号、太子町税条例中改正の件は、原案どおり可決されました。

次に、議案第３１号について討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第 3 1 号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 3 1 号、太子町介護保険条例中改正の件は、原案どおり可決されました。

次に、議案第 3 2 号について討論に入ります。討論ございませんか。

討論を許します。

西田議員。

○4 番（西田いく子君） おはようございます。議案第 3 2 号、太子町下水道条例中改正の件について、反対の立場で討論を行います。

そもそも下水道事業とは何でしょうか。国土交通省のホームページ、下水道事業の経営原則には、公共下水道事業は、地方財政法上の公営企業とされ、その事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性を持って事業を継続していく独立採算制の原則が適用としながら、下水道事業に係る経費の負担区分は、雨水公費・汚水私費が原則。ただし、汚水処理に要する経費のうち、公共用水域の水質保全への効果が高い高度処理の経費や合流式下水道に比べ建設コストが割高になる分流式下水道に要する経費の一部などは、公的な便益も認められることから公費により負担と書かれています。

同じように、公益社団法人日本下水道協会は、管理運営に係る経費負担について、基本的には雨水に係るものは公費で、汚水に係るものは私費で負担するものとした上で、ただし、下水道の公共的役割に鑑み、汚水に係る費用のうち一定のものが公費負担になると考え方について示しています。何でもかんでも基準外繰入れ分を住民が使用料で全額支払わなければならないものではありませんし、汚水であっても一定のものが公費負担となるのは当たり前だと書いています。独立採算制のみを強調する考えは経済性の追求を最優先する観点であり、下水道事業を住民の福祉の増進のための事業として捉えない考え方です。

下水道法の第 1 条目的では、下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生上の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質保全に資することが目的だとして、下水道の水質保全施設としての位置づけが明確になっています。採算の合わない地域があっても、そこを切り捨てることなく、町域全域で公衆衛生を向上させ、公共用水域の水質保全を図るために下水道事業を進めることを求めています。だからこそ、地方公営

企業法で繰出基準をつくり、その経営に伴う収入をもって充てることができないと思われるものの経費は一般会計からの繰り出しを認めています。

本来下水道事業というものは、下水道法の第1条目的が全国のどこでも達成できるよう、国が財政的な負担をすることが求められている事業です。下水道事業は、生活環境の向上及び自然環境を守ることに欠かせないインフラです。下水道を利用している、利用していないに関係なく、地域の住民が等しく受ける利益であり、そのためにかかるコストは一定のルールに基づいて、一般会計で負担することになっていますし、その財源は国が保障するというのが地方財政制度の確固たる考えであり、下水道事業のための交付税が国からしっかり入ってきているわけです。教育費や福祉に勝手に充当していいものではありません。太子町としてどうすれば住民に過度な負担がないようにできるのか、その立場で考えることこそが住民福祉の増進を図る地方自治体としてやるべきことではないでしょうか。

下水道料金値上げの理由の1つに、物価高騰が挙げられていましたが、住民の暮らしが大変だと分かっているからこそ、3月議会の補正予算で物価高騰対応重点支援事業で、3千545万円のうち2千119万4千円も使って、水道基本料10か月免除しようとしているではありませんか。一方で、水道基本料を免除しておきながら、一方で下水道を値上げしようというのは矛盾しています。

もう一つ、今回の値上げの理由の1つに挙げられた令和10年度4月に控えている町長選挙との関係、先送りした場合、10年の4月に町長選挙が控えている状況で、この直前にこの議案を上程すると、内容は政策的なものであるため、公共料金の見直しということで真っ先に選挙の争点として挙げられます。それは皆さんご存じだと思います。この理由が住民さんに理解してもらえる値上げの理由だとお考えでしょうか。料金改定に町長選挙は全く関係のない話です。誤解を生むような発言に対し撤回を求めましたが、残念ながら求めに応じてはくれませんでした。思い起こせば、太子の森オープン時、公民館は無料で使えていたのに、なぜ料金を取るのか。この住民の声に押され、使用料を徴収すること、この撤回はかないませんでしたけれども、半年間無料で使うことができました。道の駅のように、予算がつきながら2年連続で予算を流したものもあります。聖和台のトイレ設置も住民の皆さんの声に押され、強行はしていません。この下水道料金値上げについても、何も6月議会で強行する必要もなく、立ち止まって考えてもよかったのではないのでしょうか。私は議員懇談会で説明を受けた際、審議会を開き、議論す

る時間を確保すべきだ。まだ議会運営委員会に上がっていないのだから、せめて9月議会でもいいのではないかと、6月議会に上程することを撤回するように求めましたが、これも残念ながら強行されました。また、私たち議員に使用料改定をしなければならぬ、経営が大変となると示した資料が不安をあおり、赤字が多大に増える数字となっています。経営戦略との整合性が失われてもいます。使用料を値上げした場合と値上げしなかった場合の数字の根拠を求め、年ごとの赤字、年ごとの経費回収率の状況が分かる説明を求めました。汚水処理経費を下水道使用料でどれだけ賄っているのかを示す経費回収率は、汚水処理原価が使用料単価を上回る原価割れの状況が続くことで、経費回収率が悪化いたします。赤字を分かりやすく表現する経費回収率の推移を求めても、残念ながらこれも示してもらうことができませんでした。基準内繰入れと基準外繰入れに対する考え方について、交付税が9千100万円も下水道会計に入っており、基準内繰入れは、全くの自主財源で賄っているわけではないのではないか、交付税で賄われているのではないかと聞いても、交付税額も知らせず、基準内繰入れと基準外繰入れを足して繰入額を大きく見せるという間違った考えに基づいて説明していたこと、これも撤回も変更もしてくだされませんでした。公営企業の健全な経営を求めるのなら、基準外繰入れをいかに抑え、基準内繰入れと営業収入で事業を持続させることを考えるべきではないのでしょうか。下水道事業における基準内繰入れをあたかも赤字であるような資料、説明は誤りであり、下水の赤字を税金で埋めているという単純化したイメージづくりは、本来の下水道経営のあるべき姿をゆがめているとしか思えません。

以上、そもそも下水道使用料を14.2%改定することが妥当かどうかの判断基準の前提が失われており、議案として上程するまでの過程や、なぜ値上げをしなければならないかの理由にも問題があります。住民軽視、議会軽視の姿勢を改めようともせず、何より下水道事業とは、住民福祉の増進を図る地方自治体が進めるべき事業だという視点が欠けており、6月議会に議案として提案できる条例に値していません。今、物価高騰で困っているのは住民です。住民だということをしっかり考えていただきたいと思います。たとえこれが採択されたとしても、広報で周知するだけで終わらせるのではなく、せめて住民の声を直接聞く説明会を開くべきです。周知期間が必要だと言っておられたわけですから、そのためにも、住民の住民に対する説明会の開催を強く要望いたします。反対の討論といたします。

○議長（村井浩二君） ほかにございませんか。

討論を許します。

早瀬議員。

○ 8 番（早瀬和信君） 議案第 3 2 号、太子町下水道条例中改正の件について、賛成の立場で討論を行います。

本条例改正は、中長期的な経営の基本計画である太子町下水道事業経営戦略に基づき、持続可能な事業運営と経営基盤の強化を図るため、下水道使用料を 1 4 . 2 % 改定するものであります。本町の下水道事業は、人口減少による収入の減少、物価高騰の影響による施設の維持管理費の増加、更には、大阪府による下水処理費用の負担増などにより、その経費は一層厳しさを増し、令和 6 年度決算における経費回収率は 8 2 % にとどまっております、使用料だけで必要な経費を賄うことができておりません。その不足分は一般会計からの繰入金で補填されておりますが、一般会計への過度な依存は下水道区域外の住民にも負担を求めることとなり、福祉・教育・防災など、多くの行政サービスへの影響が懸念されます。また、改定の時期については、経営戦略に令和 7 年度内に検討し、令和 8 年度から改定と明記されており、近年の物価高騰を踏まえ、できるだけ早期に着手することで、将来的な急激な改定率の上昇を回避することができるため、住民負担の軽減が図れるものと考えます。更に、昨年 1 月に埼玉県八潮市で、また、先月府内でも下水道管の老朽化に起因する道路陥没事故が発生しました。このような事故を未然に防止し、住民の安全な暮らしを守る持続可能な事業運営の確立と経営基盤の強化には財源の確保は不可欠であり、そのためにも今回の改定は必要なものであると言えます。下水道は、住民の生活を支える重要な社会基盤であり、将来にわたり安定的に維持していかなければなりません。一方で、現在の社会情勢は、物価高騰の波が続いており、そのような中で、住民の皆様にご負担をお願いする以上は、今後一層の経営努力に努められることを要望して、本条例改正案の賛成討論といたします。

○議長（村井浩二君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第 3 2 号を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立 6 名・反対 3 名〕

○議長（村井浩二君） ありがとうございます。起立 6 名、反対 3 名。賛成多数でございます。

ます。

よって、議案第 3 2 号、太子町下水道条例中改正の件は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第 3 3 号について討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第 3 3 号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 3 3 号、令和 8 年度太子町一般会計補正予算（第 2 号）は原案どおり可決されました。

○議長（村井浩二君） 日程第 1 1、議案第 3 5 号、太子町立小中学校体育館空調設置工事請負契約締結の件、これを議題といたします。

本件について提案理由及び内容の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（田中信幸君） おはようございます。議案第 3 5 号、太子町立小中学校体育館空調設置工事請負契約締結の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

この度、太子町立小中学校体育館空調設置工事を実施するため、令和 8 年 5 月 2 9 日、事後審査型条件付一般競争入札を行いました結果、2 億 6 千 8 3 4 万 1 千 7 0 0 円で箕面電設株式会社が落札者に決定しましたので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号及び太子町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案書の 2 頁をお開き願います。

工事内容は、建築工事一式、電気設備工事一式、機械設備工事一式でございます。

契約の方法につきましては、事後審査型条件付一般競争入札で、5 月 1 1 日に公告を行い、5 月 2 9 日に入札を執行しております。

入札経過につきましては、箕面電設株式会社ほか 1 社から応札があり、全社最低制限価格の 2 億 4 千 3 9 4 万 7 千円にて入札されたため、くじ引により箕面電設株式会社が

落札候補者となり、事後審査を経た後、落札者となったことから、6月3日に仮契約を締結したものでございます。

なお、工期につきましては、令和9年3月20日まででございます。

説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村井浩二君） ただいま、提案理由及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。

議案第35号は、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略します。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第35号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号、太子町立小中学校体育館空調設置工事請負契約締結の件は、原案どおり可決されました。

○議長（村井浩二君） 次に、日程第12、議員提出議案第1号、アレルギー対策に関する要望書、これを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

斧田議員。

○2番（斧田秀明君） 議員提出議案第1号、アレルギー対策に関する要望書について、

提案理由及び内容の説明をいたします。

まず、給食におけるアレルギー対応の改善に向けた保護者の要望と課題について。

現在、アレルギーを抱えた子どもが持参したお弁当は教室内で保管されていますが、特に夏場における食中毒のリスクが懸念されます。また、お弁当を温めることができないため、冷たいまま食べざるを得ない状況にあり、子どもの食の楽しみが損なわれています。改善策として、お弁当を安全に保管するための冷蔵庫の設置または使用許可と、温かい食事を実現するための電子レンジによる加熱を担当する職員の配置を求めます。

また、画一的なルールによる不公平の是正について。

現在は、パン・米飯、主食についてもアレルゲンを含まないものを持参するよう求められることがあり、保護者と子どもに大きな負担が生じています。過度な負担を解消するため、医師の診断書に基づいた個別品目の提供を求めます。

次に、宿泊行事・学校行事におけるアレルギー対応の改善について。

現在、宿泊行事において利用する施設については、アレルギー対応や冷蔵庫の使用が許可されない状況であることから、アレルギー対応が可能な施設への変更を求めます。更に、修学旅行や卒業記念給食においても、アレルギーのある子どもが、ほかの子どもたちと同じものが食べられるよう、選択制メニューの拡充を求めます。

なお、要望事項の優先順位については、第1に冷蔵庫及び電子レンジの設置と使用許可、第2に医師の診断書に基づく主食や一部メニューの提供、第3に宿泊行事におけるアレルギー対応可能施設への変更、第4に選択制メニューの拡充とします。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、本議案の提案理由及び内容の説明いたします。

○議長（村井浩二君） ただいま、提案理由及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。

議員提出議案第1号は、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略します。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

中村議員。

○1番（中村直幸君） 質疑をいただきましたので、お尋ねをいたします。

まず、今回の提出議案の中に、現在、苦しんでおられるお子様の幼稚園または小学校、中学校、そういった方々で何人ぐらいの人数がおられるか、そういったことを教育委員会等々も散々聞きましたけれども、二転三転という中で、そういった人数の把握もできていないような状態で要望だけ出るというのはおかしいというふうに考えましたので、できれば、まず、人数の把握と、それに対する、給食の何%ぐらいが食べられないのだろうかというようなことと、それと、アレルギーが大体どれぐらいあるのか、そういったことについてお尋ねをいたします。

○議長（村井浩二君） 斧田議員。

○2番（斧田秀明君） ただいま中村議員より質問のあった内容についてお答えさせていただきます。

まず初めに、アレルギー対応が必要な児童生徒の人数ということなんですけれども、幼稚園で2名、小学校で9名、中学校は0というふうな状況でございます。

それと、アレルギーがどの程度あるかというふうな内容であったと思うんですけれども、個別によって違うというふうなこともありますので、代表的なそのアレルギーの把握されている分だけ言わせていただきます。卵、それと牛乳、それとピーナツ、魚、タケノコ、豚というふうな内容になってございます。

以上でございます。

○議長（村井浩二君） 中村議員。

○1番（中村直幸君） 魚というご意見がありましたけれども、私もかなり長く、子どものアレルギーで本当につらい日々を暮らした者として、青魚が非常にということが言われていたと思いますけれども、その魚の種類についてはどうでしょうか。

○議長（村井浩二君） 斧田議員。

○2番（斧田秀明君） 魚の中の種類についての質問なんですけれども、現在、私のほうではそういうふうなデータはお持ちできていないというのが実態でございます。

以上です。

○議長（村井浩二君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

討論を許します。

中村議員。

○1番（中村直幸君） 議員提出議案第1号、アレルギー対策に関する要望書。私も、子どものアレルギーによって長い間苦勞いたしました。給食のアレルギーの対応にすごく関心を持っていました。お尋ねしたいことは先ほどお聞きいたしまして、なるほどなとということで聞かせていただきました。そして、討論の場をいただきましたので、議員提出議案第1号、アレルギー対策に関する要望書について、意見をつけて賛成の立場から討論を行います。

子どもがアレルギーで苦しんでいる姿を見るのは本当につらい。代わってあげたいという思いは私も同じでございます。私も、子どもの小さい頃、本当に毎日のように血だらけで学校から帰り、寝た、起きた、そのときも常にもう真っ赤いけで、そういった子どもを抱えておりました。そういった中で、あってはならないことなんですけれども、小さい子どもにカミソリを当てたこともあります。私も、つらいつらい中で、このアレルギーに耐えてきました。しかし、今回、教育委員会のほうで、先ほどお尋ねした件も、私が尋ねたんですけれども、4日間で3回の違う返事が出てきました。これぐらい学校も無関心であるというのははっきり分かりました。そういったことで、私はかつて自分の子どもを含めて、アレルギーに対してかなり関心を持っておりましたので、先ほど申し上げましたように、賛成という形で、私も経験した中で、そういったことも加えて、要望させていただきたいという中から、意見をつけての討論とさせていただくということになりましたので、よろしくお願いいたします。

まず、要望、優先順位の番号ですけれども、一番に掲げておられる、1の冷蔵庫、電子レンジの設置と使用許可であるのに驚き、申し訳ない感じでおります。河南町のようにアレルギー食を提供していることがあれば、このような必要はないと思っております。この小さな、ささやかな要望すら叶っていない現状を知り、驚いております。学校給食は教育の一貫、食育と位置づけられて、2026年度から小学校の学校給食の無償化が始まり、今日も続いておるところでございます。そして、4番目の選択メニュー、代替食。代替食の拡充が4番目になっておりますが、本来、この分は一番前に来るのではないかなということもありましたので、その点も加えて意見を述べさせていただきます。

本要望書は、食物アレルギーを有する児童及びその保護者が抱える不安や負担の軽減を目的としたものであり、その趣旨については十分理解しているものであります。アレ

アレルギーを有する児童が安心して学校生活を送り、可能な限り他の児童と同様の食育を享受できることは、配慮するのは重大な問題であります。そのことにより、何の差別もなく食べられるということが普通の給食であると考えております。しかしながら、本要望書については、冷蔵庫や電子レンジの設置、代替食の提供、宿泊施設の変更など、設備や運用面の具体的な要望が中心となっております。一方、食物アレルギー対策についても、最も重要であるべき安全管理体制や責任体制に関する議論が十分に示されていないと見受けられます。特に、重度の食物アレルギーには、誤食やコンタミネーションによるアナフィラキシー症状の危険性があり、児童の生命に直結する問題がある。そのようなために、冷蔵庫や電子レンジの設置のみをもって根本的な解決策とはならないと思っております。かえって小学校現場に新たな管理事業や責任を生じさせる可能性も考えられます。また、学校は限られた人員及び予算の中で運営されており、教育活動との両立を公平性の確保を重要な課題であると考えております。個別対応の拡充については、その重要性を認めつつ、学校現場での事情を十分考慮した上で慎重に検討する必要があると考えております。よって、本件については、設備整備を先行して議論するのではなく、まずは児童の安全確保を最優先とし、管理体制の構築、緊急事態に対する対応の整備、保護者・学校・医療機関との関連強化を責任の所在を明確にすることを考えております。その上で、家庭と学校、役割分担を整理し、現実可能な範囲で段階的な支援策を検討することが望ましいと私は考えております。

以上の理由により、本要望書については、その趣旨には理解を示しつつ、設備整備を中心とした対策のみではなく、全体、安全管理体制を含めた総合かつ俯瞰的な観点から再検討されることを求めるものであります。

なお、アレルギー対策の実施にあたっては、学校現場の負担軽減や安全管理の観点から、教員に新たな業務を付加するには慎重であるべきと考えております。

一方、安全確保と保護者の安心につながる本制度は必要不可欠であり、そのためには、教職員とは別に、学校関係としてのアレルギー対応を補助する人員の配置を検討することが望ましいと考えております。例えば用務員や学校支援員等の立場で、給食時間における弁当の保管、受渡し、電子レンジによる加熱補助、見守りなどを担う人材を配置することを考えております。隣の富田林市では、仮称ですけれども、エプロン先生という名称で、そのような役割を受けて、現在も行っていることを私も聞いております。このような児童の支援体制を強化することが可能になると思っております。また、このよう

な人材配置は、アレルギー対応に限らず、見守り活動や、学校生活支援など、様々な場面で活用できるため、学校全体の教育環境の向上に資すると考えます。そのためには、設備整備の議論と併せて、運用を担う人材的体制の整備に、いつも十分な検討を重ねていただくことを要望いたしまして、賛成の討論といたします。ありがとうございました。

○議長（村井浩二君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

議員提出議案第1号の意見書を原案どおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立9名・反対0名〕

○議長（村井浩二君） 起立9名、全員でございます。

よって、議員提出議案第1号、アレルギー対策に関する要望書は、原案どおり採択されることに決しました。

○議長（村井浩二君） 日程第13、閉会中の継続審査の申し出について、これを議題といたします。

議会運営委員長、広報特別委員長、観光拠点整備特別委員長、地域公共交通対策特別委員長から、会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出がございました。

お諮りいたします。

各委員会の申し出のとおり、閉会中の継続審査にすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

以上で、本日の日程は全て終了し、令和8年第2回定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

閉会に先立ち、町長から発言を求められておりますので、発言を許します。

町長。

○町長（田中祐二君） 令和8年第2回定例会の閉会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

5月29日に開会して以来、本日まで22日間の会期中、議員の皆様方におかれましては、本会議並びに委員会におきまして、慎重なるご審議を賜り、おかげをもちまして、提出いたしました全ての案件につきまして、原案どおりご承認、ご議決、ご同意を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、皆様もご承知のとおり、本町出身でPR大使を務めていただいております、スコットランド・セルティックFC所属の前田大然選手が、この度FIFAワールドカップ2026の日本代表に選出をされました。前田選手は、これまで国内外の舞台におきまして、目覚ましい活躍を続けられ、そのひたむきな姿勢と力強いプレーで、多くの人々に夢や希望、そして感動を与えてこられました。本町にとりましても、大変誇らしい出来事であり、町制施行70周年という記念すべき年に本町出身の前田選手が世界最高峰の舞台であるワールドカップに挑戦されることは誠に意義深く、町民の皆様と共に心からお祝い申し上げる次第でございます。また、前田選手が世界の第一線で活躍される姿は、本町の子どもたちや若い世代にとって大きな励みとなっており、自らの努力によって夢を実現されている姿は、多くの方々に勇気を与え、本町の誇りとして広く認識されているところでございます。更に、先日行われましたグループステージ初戦におきまして、前田選手は強豪オランダ相手に先発出場され、持ち前の運動量と献身的なプレーで日本代表の戦いに貢献されました。世界最高峰の舞台において躍動される姿は、本町に大きな感動と勇気を与えていただきました。本町といたしましても、6月21日、町立万葉ホールにおいてパブリックビューイングを開催する予定でございます。当日は多くの住民の皆様と共に、日本代表、そして前田選手へ熱い声援を送り、その活躍に期待したいと考えております。前田選手には、これまで培われた力を存分に発揮され、更なるご活躍をされますことを心よりご祈念をいたします。

また、町制施行70周年の年として、山田だんじりまつり、また、8月には富田林商工会太子町支部によります夏祭りも開催をされます。秋には記念式典など多数の行事が控えております。議員の皆様をはじめ、町民の方々にもご協力をよろしくお願い申し上げます。

そして、結びになりますが、これから本格的な梅雨の時期を迎えます。議員の皆様方には、体調にご留意いただきまして、引き続き町政の発展にご尽力いただきますことをご祈念申し上げまして、私の閉会の挨拶とさせていただきます。

○議長（村井浩二君） 去る5月29日に開会して以来、本日まで22日間、提出されま

した議案につきまして慎重にご審議いただき、厚くお礼申し上げます。理事者各位におかれましては、本会議あるいは委員会における各議員からの指摘並びに意見を尊重していただき、事務執行に反映されますよう要望いたします。

さて、先ほど町長からのご挨拶にもありましたように、本町にとって明るい話題として、前田大然選手の活躍があります。太子町の大きな誇りでもあり、そんな前田大然選手のひたむきな姿勢と挑戦する姿に学びながら、それぞれの立場で私たち議員もチーム議会として一丸となり、町の発展に力を尽くしてまいりたいと思います。

それでは、これをもちまして、令和8年第2回定例会を閉会いたします。本日はご苦労さまでございました。これにて散会いたします。

(午前10時32分 閉会)

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容の正確なものであることを証明するため、ここに署名する。

太子町議会議長

村 井 浩 二

太子町議会議員

森 田 忠 彦

太子町議会議員

早 瀬 和 信